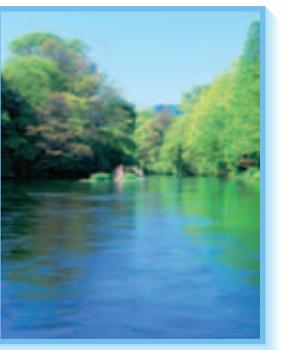


# 食と農を結ぶ 活力あるJAづくり

いわて農業の振興と地域社会に貢献出来る  
強固なJA経営基盤の確立



## 第41回 JA岩手県大会議案



JAいわてグループ

第41回 JA岩手県大会議案

平成18年11月

JA岩手県中央会

# J A 約 領

## —わたしたちJAのめざすもの—

わたしたちJAの組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現につとめます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

- 1 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
- 1 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
- 1 JAへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
- 1 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JAを健全に経営し信頼を高めよう。
- 1 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

## は　じ　め　に

J A岩手県大会は、3年ごとに開催され、組合意識を高揚し、J Aいわてグループ<sup>°</sup>の共通の意思を決定し、これを内外に表明するものです。

今回の大会議案のメインタイトルは、J A全国大会と合わせ「食と農を結ぶ活力あるJ Aづくり」に、サブタイトルは「いわて農業の振興と地域社会に貢献できる強固なJ A経営基盤の確立」としました。

安全・安心な純情産地いわての農畜産物の供給や食農教育の取り組み等を通じて、いわて農業が豊かな日本の食を支え、また、消費者・国民からの支持や理解を得、交流や連携を通じて、地域農業を発展させていく、こうした食と農との強い結びつきを創り出すことをめざすとともに、これら地域農業の振興と地域社会に貢献できる組織であるためには、事業収支の確保、財務の健全化、着実な経営管理等J Aの経営基盤を一層強固なものとする必要があり、万全な経営を確立しようとするものです。

J Aいわてグループ一体となった大会決議の実践をはかつてていくため、可能なところから早急なお取り組みをいただきたいと存じます。

平成18年11月17日  
岩手県農業協同組合中央会

<目 次>

|   |    |
|---|----|
| I. JAを取り巻く情勢 .....                              | 1  |
| II. JAいわてグループの取り組みの現状と課題 .....                  | 3  |
| 1. 前回（第40回）JA岩手県大会決議の取り組み状況 .....               | 3  |
| 2. 第41回JA岩手県大会に向けての課題認識 .....                   | 4  |
| III. JAいわてグループのビジョン .....                       | 6  |
| IV. JAいわてグループのビジョン実現のための取り組み .....              | 8  |
| 1 担い手づくり・支援を軸とした地域農業振興と安全・安心な「純情産地いわて」の確立 ..... | 8  |
| 1. 地域農業戦略の実践と食料自給率向上等の政策確立に向けた取り組み強化 .....      | 8  |
| (1) 地域農業戦略の策定・見直しと実践                            |    |
| (2) 食料自給率向上に向けた取り組みの強化                          |    |
| (3) 需要に即した米の生産・販売の取り組み強化と経営所得安定対策の確立            |    |
| 2. 「純情産地いわて」を支える担い手の育成・支援 .....                 | 9  |
| (1) 品目横断的政策を踏まえた土地利用型農業の担い手づくり                  |    |
| (2) 畜産・酪農の生産基盤の維持・拡大                            |    |
| (3) 園芸の産地づくりによる生産基盤の維持・拡大                       |    |
| 3. 担い手に対する支援体制の強化 .....                         | 10 |
| (1) 担い手専任体制と支援機能の確立                             |    |
| (2) 個別事業対応の展開                                   |    |
| (3) 担い手に対する経営指導体制の強化                            |    |
| (4) 担い手の経済事業ニーズに対応した新たな事業方式の確立                  |    |
| (5) 担い手の金融ニーズへの対応強化                             |    |
| (6) 担い手の保障ニーズへの対応強化                             |    |
| (7) 担い手の法人化支援や出資等を通じた関係強化                       |    |
| 4. 多様な農業者への支援とファーマーズ・マーケット等の取り組み .....          | 14 |
| (1) 小規模農家・兼業農家、高齢者・定年帰農者、新規就農者等、多様な農業者への支援      |    |
| (2) ファーマーズ・マーケット等を通じた地産地消の取り組み                  |    |
| 5. 食の安全・安心対策、農村地域資源保全活動および環境にやさしい農業の推進 .....    | 15 |
| (1) 食の安全・安心対策の推進                                |    |
| (2) 農村地域の資源保全活動と環境にやさしい農業の推進                    |    |
| 6. 生産者所得の向上とJAの収支改善に向けた販売事業改革 .....             | 17 |
| (1) 販売事業システムの見直し                                |    |
| (2) 販売事業の収支改善                                   |    |

|          |                                     |           |
|----------|-------------------------------------|-----------|
| <b>2</b> | <b>安心して暮らせる豊かな地域社会の実現と地域貢献</b>      | <b>20</b> |
| 1.       | 食と農を結ぶJA食農教育の展開                     | 20        |
| (1)      | 「JA食農教育プラン」の策定・実践                   |           |
| (2)      | 食と農の体験・教育・交流                        |           |
| (3)      | 地場産学校給食等地産地消の推進                     |           |
| 2.       | 福祉と健康を核とした高齢者の生活支援                  | 21        |
| (1)      | 「福祉と健康を核とした高齢者生活支援計画」の策定・実践         |           |
| (2)      | 福祉と健康を核とした高齢者生活支援の取り組みの強化           |           |
| 3.       | 組合員の資産管理の総合的な支援                     | 23        |
| 4.       | J Aいわてグループ役職員等による地域貢献を通じた豊かな地域社会の実現 | 23        |
| (1)      | 環境美化活動等への取り組みによる地域貢献                |           |
| (2)      | 役職員等による地域活動の展開と災害ボランティアの派遣          |           |
| (3)      | 協同組合間連携の取り組み                        |           |
| <b>3</b> | <b>J A運動を支える組織・事業基盤づくり</b>          | <b>24</b> |
| 1.       | 組合員加入促進対策の取り組み強化                    | 24        |
| (1)      | 組合員加入メリットの明確化                       |           |
| (2)      | 組合員加入・資格承継対策の取り組み強化                 |           |
| 2.       | 女性・担い手等のJA運営への参画促進                  | 26        |
| 3.       | 組合員組織の活性化と参加意識の醸成                   | 27        |
| (1)      | 「組合員組織の育成・活性化方針」の策定・実践              |           |
| (2)      | 組合員の参加意識の醸成                         |           |
| (3)      | 教育文化活動の展開によるJA理念の浸透                 |           |
| 4.       | 農業・JAのファンづくりに向けた農政・広報活動の展開          | 27        |
| (1)      | 広報体制の整備と機能発揮                        |           |
| (2)      | 農業・農村・JAに対する県民の理解と共感の促進             |           |
| <b>4</b> | <b>万全な経営の確立と競争力ある事業の展開</b>          | <b>29</b> |
| 1.       | J Aいわてグループにおける経営基盤強化方策の実践           | 29        |
| (1)      | 自助努力の取り組み強化                         |           |
| (2)      | 合併の推進                               |           |
| (3)      | J Aと中央会・連合会の機能分担                    |           |
| (4)      | 組合員・利用者メリットの実現                      |           |
| 2.       | 経営健全化（改善）計画の策定と確実な実践                | 34        |
| (1)      | J A経営の健全化                           |           |
| (2)      | J A改革の徹底                            |           |
| (3)      | 職員数の適正化                             |           |
| 3.       | 利用者基盤の拡充を追求する信用事業                   | 38        |
| (1)      | 信用事業の体制強化                           |           |
| (2)      | J Aバンク岩手で取り組む利用者基盤の拡充               |           |
| (3)      | 「経営数値目標」の達成                         |           |
| (4)      | J Aバンクローンの伸長等による収益力の向上              |           |

|  |           |
|--|-----------|
| (5) 経営・業務の効率化  |           |
| (6) 不良債権処理の促進  |           |
| (7) 複数の事業方式の検討                                       |           |
| <b>4. 組合員・利用者の信頼と期待に応えるJA共済</b>                      | <b>40</b> |
| (1) 事業基盤の維持・拡大に向けた対応                                 |           |
| (2) 多様化する組合員・利用者へのニーズに対応した保障提供                       |           |
| (3) 利用者満足度を高めるサービス提供力の強化                             |           |
| (4) 組織活性化に向けた人材育成等の取り組み                              |           |
| (5) 地域とのつながりの強化に向けた地域貢献活動の展開                         |           |
| (6) 健全性・信頼性向上への取り組み強化                                |           |
| (7) JA・連合会の事業実施体制の再構築の着実な実践                          |           |
| <b>5. 地域で信頼され健康と暮らしを支える厚生事業</b>                      | <b>42</b> |
| (1) 健診活動や健康教育活動の取り組み強化                               |           |
| (2) 高齢者福祉活動や介護サービス提供の取組み                             |           |
| <b>6. JAが確立すべき経営管理体制の実現</b>                          | <b>43</b> |
| (1) 役員選出のあり方等の見直し                                    |           |
| (2) 人事諸制度の確立   |           |
| (3) 役職員研修の取り組み強化                                     |           |
| (4) 組合員等の課題・ニーズの把握と的確な対応                             |           |
| (5) 場所別・部門別損益に基づく計画経営の徹底                             |           |
| (6) 内部統制の確立  |           |
| (7) 情報システム対策   |           |
| <b>7. 中央会・連合会の組織・事業運営の見直し</b>                        | <b>48</b> |
| (1) 中央会  |           |
| (2) 信連   |           |
| (3) 全農県本部  |           |
| (4) 全共連県本部   |           |
| (5) 厚生連  |           |
| <b>V. JAにおけるビジョン・戦略と「食と農を結ぶ活力あるJAづくり3か年計画」の策定・実践</b> | <b>56</b> |
| <b>1. ビジョンと戦略に基づく「食と農を結ぶ活力あるJAづくり3か年計画」の策定</b>       | <b>56</b> |
| (1) シミュレーションの実施                                      |           |
| (2) ビジョンの策定と地域における役割、注力すべき事業・活動分野等の明確化               |           |
| (3) ビジョン・戦略づくりへの役職員の参画と共有化                           |           |
| (4) ビジョンの達成に向けた実践                                    |           |
| <b>2. 実践と進捗管理</b>                                    | <b>58</b> |
| (1) 取組事項の性格に応じた進捗管理                                  |           |
| (2) 取組事項の性格に応じた目標設定                                  |           |
| (3) 推進体制   |           |

## I. JAを取り巻く情勢

### 1. 経済のグローバル化と飢餓・資源・環境等の問題の深刻化

20世紀後半に世界に広がった、市場経済のもとでの大量生産・大量消費を基調とする経済活動は、貿易の拡大や国際的な会計基準の統一等にみられるように、国境を越えるモノ、資本、ヒト等の流れを拡大し、「グローバル化」を進行させています。こうした経済活動は、物質的な豊かさをもたらす一方で、ますます富める地域と貧しい地域の格差を生み出し、貧しい地域では、飢餓や病気が、人々の生存を脅かしています。

また、エネルギー資源の枯渇が懸念されるとともに、水資源・森林資源や生物多様性の減少、砂漠化、地球温暖化等環境の破壊や汚染を生み出しています。

世界の穀物需給については、人口増加や経済成長による需要増が見込まれるなか、水資源の制約等生産面に多くの不安定要因があり、食料を過度に海外に依存することのリスクが指摘されています。

### 2. わが国における地方経済の停滞、環境問題の深刻化

わが国においても、経済のグローバル化のもとで、規制緩和と競争激化、市場原理の徹底、FTA・EPAの拡大等がすすんでいます。

こうしたなかで、わが国経済は、景気回復のきざしが現れているものの、地方においては依然として経済の停滞が続き、地方と大都市の格差が拡大しています。

また、地方では、わが国全体の傾向に先んじて高齢化や人口減少が深刻化し、農村地域社会の崩壊が危惧されるとともに、水辺や里山の喪失等国民全体を取り巻く自然環境の劣化、ゴミや産廃の問題等、環境に関わる問題も深刻化しています。

### 3. わが国農業における危機の進行と農業・農村への関心の高まり

わが国農業においては、輸入農畜産物の増大と農畜産物の価格低迷のもと、農業者の高齢化と地域における農業の担い手不足が深刻をきわめ、このままでは農業の維持が困難な地域がさらに増大しかねません。このことは、国土保全や地域社会の維持等の農業の多面的機能の発揮を困難にしています。

こうしたなか、担い手を対象とした品目横断的政策の導入等、新たな農業政策が展開されようとしており、さらには、WTO農業交渉による国境措置の見直し等も行われつつあり、わが国農業は大きな転換点を迎えてます。

しかし、その一方で、安全・安心な農畜産物へのニーズの高まり、市民農園やファーマーズ・マーケットの興隆等がみられ、農業・農村の持つ重要な役割や魅力に関心を持つ消費者・地域住民が増加しています。

また、健康で豊かな人間性を育み、家族の絆を深めていくうえでの「食」の重要

性についての認識も高まっています。

#### 4. JA組合員の変化・多様化とJAグループをめぐる競争激化

J Aにおいては、主体である組合員が、農業者の減少や多様化、高齢化、女性の役割増大、准組合員の増加等、大きく変わろうとしています。とりわけ、今後の10年間においては、昭和一桁生まれの正組合員層の農業からのリタイアに伴う正組合員の減少や世代交代がすすみ、組合員とJAとの結びつきが急速に弱まることが懸念されます。

また、規制緩和やIT等技術革新のもとで、JAグループの事業は農業・農村市場に参入する企業等を含めた激しい競争下におかれています。

## II. JAいわてグループの取り組みの現状と課題

### 1. 前回（第40回）JA岩手県大会決議の取り組み状況

J Aいわてグループは、平成15年の第40回JA岩手県大会決議において、①個性あるいは農業「純情産地いわて」の確立、②組合員の負託に応えるJA改革の断行、③JA運動を担う人材育成、を重点事項として掲げ取り組んでいますが、次のような一定の成果が得られました。

| 主な項目              | J Aいわてグループの取組み結果  |
|-------------------|---|
| ○ 地域農業戦略の策定等      | 全JAで策定済み。   |
| ○ 生産履歴記帳日本一運動の展開  | 全JAで展開中。平成17年度純情手帳登録者数は58,738名で、センサス農家戸数72,080戸に対し81.5%を占める。                |
| ○ 担い手の育成・支援対策の実施  | 平成18年度から2か年にわたり、集落営農組織支援事業を実施する。<br>平成18年3月に担い手支援集落コーディネータを全JAに120名配置した。    |
| ○ 場所別・部門別損益管理の徹底  | 部門別損益管理は全JAで実施済み。<br>場所別損益管理は平成15年度末では一部のJAのみの実施であったが、現在は全JAで取り組まれるようになった。  |
| ○ 支所・施設・店舗の再編・統廃合 | 全JAで取り組まれ、平成16年3月の235支店から平成18年3月には194支店に集約された。平成20年度末には138支店に集約される予定である。    |
| ○ 生産資材価格の弾力的な価格設定 | 全JAで大口利用者の価格割引等奨励措置が講じられている。  |
| ○ 県域物流等配送拠点の集約    | 県域物流は2JAで実施している。JAによる1拠点化は3JAで実施済み。他のJAは2~3箇所への集約がはかられた。                    |
| ○ 農機センターの経営改善     | 平成18年4月に5JAと全農による農機共同運営が稼動した。また、平成16年3月の33か所から平成18年3月には25か所に集約された。          |
| ○ 給油所事業の収支改善      | 平成16年3月の138か所から101か所に集約されたほか、赤字拠点も大幅に改善された。                                 |
| ○ 女性のJA運営への参画     | 理事（経営管理委員含む。）への登用は平成16年3月の0名から平成18年3月には5JA8名となった。参与は平成16年3月の0名から3JA10名となった。 |

## 2. 第41回JA岩手県大会に向けての課題認識

一定の成果がみられる一方で、次のような早急な取り組みが求められるものや一層の取り組みの強化が必要なもの、取り組みが遅れている課題も多くみられます。

| 主な項目                   | J Aいわてグループの取り組み課題等  |
|------------------------|---|
| ○ 担い手の育成・支援を軸とした地域農業振興 | 品目横断的政策を踏まえた担い手の育成、担い手に対する個別事業対応等担い手づくり戦略の策定・実践。                      |
| ○ 食の安全・安心対策            | 対象範囲・質の拡充等生産履歴記帳の徹底、改正食品衛生法（ポジティブリスト制）への対応。                           |
| ○ 組織・事業基盤づくり           | 組合員資格承継対策等による組織・事業基盤の維持・拡大。女性・担い手等のJA運営参画の一層の推進。                      |
| ○ 経済事業改革の徹底            | 組合員が改革メリットを実感できる経済事業改革の実現。販売事業改革や担い手への経済事業対応等。                        |
| ○ 万全なJA経営の確立と着実な経営管理   | 地域農業振興と地域社会に貢献できる強固なJA経営基盤の確立に向けたJA合併の推進。規模に見合った内部統制をはじめとする経営管理の高度化等。 |

### 担い手の育成・支援を軸とした地域農業振興

担い手の育成については、担い手支援集落コーディネーターを全JAに配置し取り組みの強化をはかりましたが、品目横断的政策に対応した担い手の育成・確保に全力で取り組む必要があります。

### 食の安全・安心対策

食の安全・安心対策については、全てのJAが生産履歴記帳運動に取り組んだことで、安全・安心な農畜産物の提供は大きく前進しましたが、今後は対象品目の拡大と内部検査の実施等により質の向上と信頼の確保が求められます。

### 組織・事業基盤づくり

女性・担い手等のJA運営への参画については、女性の参画について一定の成果がみられたものの、引き続き全JAでの参画促進に向けた取り組みが必要です。また、出資造成運動を実施しているにもかかわらず、これを上回る出資金の払戻しにより、払込済出資金額が純減するJAもみられるなど、組合員資格承継対策等をはじめとした組織・事業基盤づくりが大きな課題となっています。

### 経済事業改革の徹底

経済事業改革については、JAいわてグループを挙げて取り組み、支所・施設・店舗の再編・統廃合、物流の合理化、拠点型施設の収支改善等に取り組んでおり、合理化・効率化による収支改善の効果が出つつありますが、今後は新たに販売事業改革や担い手への経済事業対応等の取り組みに加え、組合員が改革のメリットを実感できるよう、経済事業改革の徹底が必要です。

## 万全なJA経営の確立と着実な経営管理

JA経営においては、不良債権の最終処理、減損会計の適用、新BIS基準の適用を控え、JAの経営は極めて厳しい状況におかれており、JA本来の使命である地域農業の振興と地域社会に貢献できる強固な経営基盤を確立するため、問題を先送りすることなく、JA合併の推進等抜本的課題解決に向けてJAいわてグループの総力を挙げて取り組むことが必要です。

このほか、平成17年7月に食育基本法が施行されるなど、新たに取り組みの強化が求められるものとしてJA食農教育の推進があげられます。食と農の感動を発見し共有するという、共通のテーマで生産者と消費者・次世代等地域住民が連携し、食と農に対する理解をより深める取り組みとして、JA事業における食農教育の重要性がますます大きくなっています。

### III. JAいわてグループのビジョン

#### JAいわてグループのビジョン（到達・実現したいと考える姿）

将来とも農業・地域において最も信頼され頼りにされ、組合員をはじめとする利用者・地域住民・消費者から第一に選ばれるJAいわてグループであることをめざします。

J Aいわてグループは、次の主要な取り組み等の実践を通じて、ビジョンを実現します。

#### 1. 担い手づくり・支援を軸とした地域農業振興と安全・安心な「純情産地いわて」の確立

品目横断的政策の導入を契機として水田農業を中心に各作目の担い手の育成・確保に全力で取り組み、米・麦・大豆等の土地利用型農業の大宗を認定農業者や集落営農など政策対象となる担い手で担う姿をめざすとともに、園芸、畜産においても産地実態を踏まえて担い手を明確化し、各作目の担い手育成確保に全力で取り組みます。

集落営農や大規模経営等の担い手のもとに出向き、ニーズを把握し、きめ細かな個別事業対応や経営指導を行います。その際、JA・連合会が一体となって機能発揮をはかる新たな事業方式を展開します。

また、定年帰農者を含めた新規就農者、高齢者等多様な農業者を支える取り組みを行うとともに、地域条件に合った農業振興や環境にやさしい農業に取り組みます。

販売事業については、「売れるものを作る」事業への転換を徹底します。消費者からの農畜産物の安全・安心に対する期待に応え、JAが販売するすべての農畜産物について生産履歴記帳の裏づけがあるものとなるよう、適切な生産管理と生産履歴記帳の徹底をはかり、「純情産地いわて」のブランドを一層確かなものとします。

#### 2. 安心して暮らせる豊かな地域社会の実現と地域貢献

食と農の感動を発見し共有するという、共通のテーマで生産者と消費者・次世代等地域住民が連携できる取り組みとして、JA食農教育を実践します。

質の高い魅力ある商品・サービスの提供を第一義に、ローン・共済・生活関連資材の提供、高齢者の生活支援、JAいわてグループ役職員等によるボランティア活動や地域活動の実践等、さまざまな事業・活動を通じて組合員をはじめとする利用者・地域住民の生活上のニーズへの対応や諸課題の解決に取り組み、安心して暮らせる豊かな地域社会づくりに貢献します。

### **3. JA運動を支える組織・事業基盤づくり**

組合員加入メリットを明確化し、農業従事者・新規就農者・事業利用者等の組合員加入をすすめます。

また、組合員組織の活性化、目的別組織の育成、組合員の協同活動の支援、女性・担い手等のJA運営への参画促進に取り組み、組織基盤の強化・充実をはかります。

さらに、農業・食料の現状やJAいわてグループの取り組み等について積極的に情報を発信し、組合員・利用者・地域住民・消費者の食料・農業・JAグループに関する理解促進とイメージアップをはかる農政・広報活動を展開します。

### **4. 万全な経営の確立と競争力ある事業の展開**

JA本来の使命である地域農業の振興と地域社会に貢献できる組織であるためには、事業収支の確保、財務の健全化、着実な経営管理等JAの経営基盤を一層強固なものとする必要があります。

このため、第40回JA岩手県大会で決議したJA改革の断行をさらに徹底するとともに、JA合併の推進等JAいわてグループの総力を挙げて経営基盤が脆弱なJAの早期解消に取り組み、経営収支・財務改善をすすめ、万全な経営を確立します。

また、担い手への事業対応や利用メリットの追求等、競争力ある事業の展開と大規模JAにふさわしい運営方式を確立し、組合員・利用者に信頼されるJAをめざします。併せて、JA改革を担う役職員の教育研修等、人づくりに取り組みます。

## IV. JAいわてグループのビジョン実現のための取り組み

### 1 担い手づくり・支援を軸とした地域農業振興と安全・安心な「純情産地いわて」の確立

JAいわてグループは、地域農業の担い手づくり・支援に中心的な役割を発揮することで地域農業を振興し、わが国の食料自給率の向上に貢献します。

また、消費者からの農畜産物の安全・安心に対する期待に応え、JAが販売するすべての農畜産物について生産履歴記帳の裏づけがあるものとなるよう、適切な生産管理と生産履歴記帳の徹底をはかります。

#### 1. 地域農業戦略の実践と食料自給率向上等の政策確立に向けた取り組み強化

すべてのJAにおいて、地域農業の将来ビジョンを描き、地域農業戦略を策定または見直して、その実践をはかります。

JAいわてグループは、担い手づくり・支援を軸とした地域農業振興を通じて、食料を安定供給し、食料自給率向上に貢献します。

また、安定的な農業生産・農業経営のために、経営所得安定対策等の政策確立に向けた取り組みを強化します。

##### (1) 地域農業戦略の策定・見直しと実践

地域における作目、生産構造、販売先、消費動向等の現状と将来見通し、地域の立地条件等を踏まえ、すべてのJAにおいて、地域農業の将来ビジョンを描き、地域農業戦略を策定または見直して、その実践をはかります。

地域農業戦略の策定・見直しにあたっては、担い手づくりと担い手への支援を最重点課題と位置づけます。また、生産者手取り農業所得の確保のため、消費者・実需者のニーズ、特に安全・安心な農畜産物へのニーズを把握し、それぞれの地域の特徴を活かした販売戦略を明確にします。

##### (2) 食料自給率向上に向けた取り組みの強化

JAいわてグループは、担い手づくり・支援を軸とした地域農業振興をすすめ、耕地利用率の向上等、生産基盤拡大や販売拡大をはかり、安全・安心な食料の安定供給を実現し、新たな食料・農業・農村基本計画における食料自給率の目標達成に貢献します。

##### (3) 需要に即した米の生産・販売の取り組み強化と経営所得安定対策の確立

米の需給調整にかかる主体的な取り組みが一層求められるなか、地域水田農業推進協議会のもとで生産調整方針作成者として、米の需給と価格の安定をはかる計画生産を徹底し、需要に即した米の生産・販売をすすめます。

また、価格・収入の下落に対応しうる担い手の経営所得確保対策、国際規律の強化に対応した品目横断的政策をはじめとした施策にかかる予算確保および品目別の経営所得安定対策の充実・強化対策に取り組みます。

## 2. 「純情産地いわて」を支える担い手の育成・支援

すべてのJAにおいて「担い手づくり戦略」を策定・実践し、地域の合意形成により担い手を明確化し、「純情産地いわて」を支える担い手づくりに取り組みます。

### (1) 品目横断的政策を踏まえた土地利用型農業の担い手づくり

#### ア. 「担い手づくり戦略」の策定・実践

すべてのJAにおいて、地域農業の現状と将来見通しを踏まえて、集落営農組織等担い手の育成・支援について明確化した「担い手づくり戦略」を策定・実践し、米・麦・大豆等の土地利用型農業の大宗を認定農業者や集落営農等の担い手で担うことをめざします。

#### イ. 関係機関・団体と一体となった推進体制づくりと集落担当の配置

集落営農組織等の担い手育成をはじめ、地域農業の振興のために、行政・普及センター・農業委員会・公社・土地改良区等、関係機関との一体的な推進体制を確立するとともに、ワンフロア化をめざします。

また、JA役職員による集落担当制を確立するほか、JA・関係機関のOB等を活用し、地域・集落のコーディネータ役を確保します。

#### ウ. 地域の合意形成による水田農業の担い手づくり支援

集落での話し合いと合意形成を促進し、集落営農組織や個別経営体等、地域実態に即した水田農業の担い手の明確化をすすめ、次の取り組みにより、水田農業の担い手づくりを支援します。

この場合、新たな品目横断的政策の対象となるよう取り組みをすすめます。

① 地域の合意形成による集落営農組織等、担い手づくりの支援（農地・農作業の面的・団地的な利用集積、水管理・畦畔管理における農地の出し手の参加）

② 農地保有合理化事業や農作業受委託促進事業等、担い手への農地利用集積の支援

③ 集落営農の組織化にあたっての機械の共同利用促進、農作業の斡旋、オペレーターの労災保険加入推進、経理の一元化や税務の支援等

④ 園芸作物等の振興、直売や加工の支援

⑤ 小規模農家等と担い手との連携・調整

### (2) 畜産・酪農の生産基盤の維持・拡大

安全で安心な畜産物を安定的に供給するため、部会等の将来ビジョンと取組計画を策定し、地域の実態を踏まえた畜産・酪農の担い手のあり方を明確化するとともに、意欲ある担い手づくりに取り組みます。

また、農地・施設等の地域の生産基盤が新規就農も含めた生産者に円滑に承継されるよう努めるなど、生産基盤の維持・拡大に取り組みます。

### (3) 園芸の産地づくりによる生産基盤の維持・拡大

品目や地域の特性を踏まえて、産地計画（野菜：産地強化計画、果樹：産地構造改革計画）を策定します。

この計画のなかで、産地を支える多様な生産者を担い手として明確化するとともに、販売戦略（契約取引、ブランド化等）や農地利用計画（改植、小規模基盤整備等）を策定し、実践します。

野菜・果樹の生産基盤を維持・拡大するため、需要に即した品目・品種への転換による販売価格の安定、農地の集積・基盤整備等、関係機関と連携した労働力の確保・調整による経営規模の拡大等に取り組みます。

## 3. 担い手に対する支援体制の強化

担い手のもとに出向く体制を確立して、担い手個々のニーズを把握し、これに即したきめ細かな個別事業対応や経営指導に取り組みます。その際、JAいわてグループが一体となって機能発揮をはかる新たな事業方式を展開します。

### (1) 担い手専任体制と支援機能の確立

事業データ等を活用して利用者台帳を整備し、個別事業対応すべき一定の規模を持つ担い手を明確化します。

また、担い手に個々に出向き、個別事業対応するため、次の体制と支援機能を確立します。

- ① 担い手対応専任者の設置
- ② 担い手対応専任部署の設置
- ③ 関係部署が連携して課題対応する支援体制の確立

**【解説】個別事業対応担い手の定義（JAいわてグループ「担い手への個別事業対応」マスターplanより）**

「経営所得安定対策」で位置づけられた担い手（水稻・麦・大豆および園芸野菜・果樹・花卉・菌茸、畜産等）と、今後とも農業生産の中心的役割を担う農業者を個別事業対応担い手と定義する。具体的には以下のとおり。

1. 「経営所得安定対策」の対象となる認定農業者・集落営農・農業法人等
2. 県連、JAで認める農業者・団体の構成員
  - (1) 全農県本部が運営している各種経営者連絡協議会の構成員
  - (2) JAが特に必要と認める農業者等

### (2) 個別事業対応の展開

一定の規模を持つ担い手の個々の求めるニーズに対応するため、従来の組織事業対応に加えて、個別事業対応を展開します。

### 【解説】個別事業対応と組織事業対応について

|       | 個別事業対応   | 組織事業対応                                      |
|-------|--|---|
| 販売    | ①共同販売の利用も可<br>②契約販売への参加、新規開発等<br>③代金決済のみの一部利用も検討 | ①共同販売<br>②JA・部会ブランドでの販売<br>③契約販売、流通チャネル別部会等 |
| 購買    | ①個別提案<br>②直送等のメリット対策検討<br>③相対価格                  | ①栽培暦等に沿った一斉予約<br>②価格要領にもとづく供給               |
| 利用    | ①大口メリット、一部利用、運営受託                                | ①利用組合、運営委員会で条件決定                            |
| ニーズ把握 | ①個別  | ①各部会、総会、集落座談会等                              |

### (3) 担い手に対する経営指導体制の強化

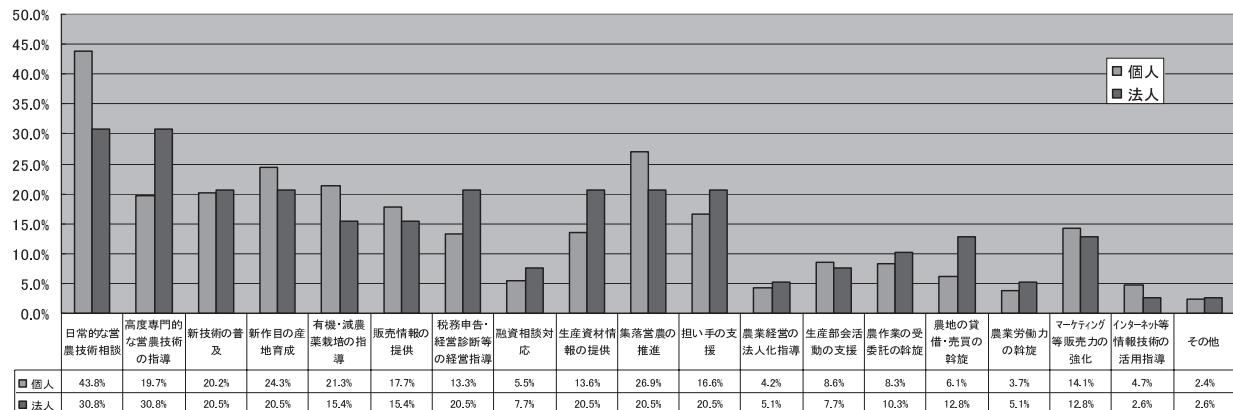
営農指導体制については、「JAの営農指導事業の機能強化策」(平成17年3月、岩手県JA改革推進本部委員会)での整理を踏まえ、作目・農家階層別に次の機能発揮に向けた体制を構築します。

- ① 地域農業のマネジメント
- ② マーケティング
- ③ 生産技術指導
- ④ 農用地の利用調整
- ⑤ 経営・税務管理指導

一定の規模を持つ担い手に対しては、経営・税務管理指導が重要であり、地域実態に応じた経営・税務管理指導体制を整備し、関係機関等の参画を得て、担い手にかかる経営データ等の活用・整備を段階的にすすめます。

【参考】JA改革に関する組合員アンケート調査結果(平成18年1月JA岩手県中央会)より

#### JAの営農指導事業に期待する点(経営形態別)



### (4) 担い手の経済事業ニーズに対応した新たな事業方式の確立

#### ア. JAにおける経済事業方式の確立

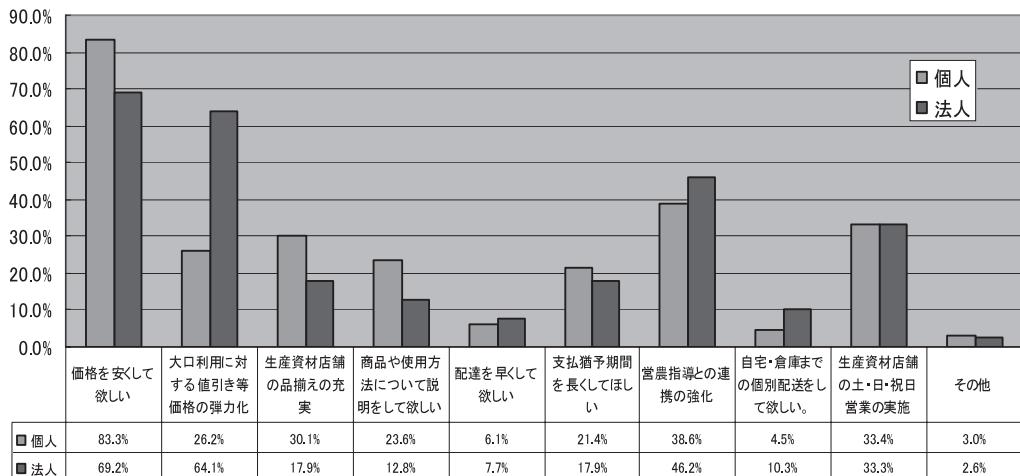
すべてのJAにおいて、一定の規模を持つ担い手を対象として生産資材購買事業について、個別事業対応や大口利用者要領の還元基準の見直し、個別相対による新たな資材供給方法の導入等、新たな事業方式を確立します。

なお、個別事業対応への転換を踏まえ、担い手のもとに、JAと全農県本部

の担当者が同行推進し対応します。

【参考】JA改革に関する組合員アンケート調査結果（平成18年1月JA岩手県中央会）より

### JAの生産資材購買について、今後期待する点(経営形態別)



#### イ. 全農県本部における個別事業対応の支援

全農県本部はJAと一体となり、担い手への個別事業対応を次の内容で取組みます。

- ① 肥料の農場直送等担い手向け価格の設定
- ② 低コスト生産資材の開発・普及
- ③ 担い手向け事業体制の構築

#### ウ. 購買事業の見直し

個別事業対応をすすめるため、物流等の合理化や供給コストの削減をすすめるなど、購買事業の見直しをすすめます。

#### (5) 担い手の金融ニーズへの対応強化

J Aバンクは「担い手のメインバンク」として、担い手の求める金融機能を適時・的確に提供します。

担い手への金融対応は、地域農業戦略に基づき、JAが主体的に取り組むことを基本とします。信連は、JAに設置された担い手金融リーダーの対応力向上サポート等を通じJAの取り組みを支援します。

また、規模拡大・経営力の向上等により担い手の求める金融機能をJAで提供することが困難な場合には、信連がJAと連携し、あるいは直接担い手に高度な金融機能を提供しうる体制・ノウハウの整備に取り組みます。

具体的には次のとおり取り組みます。

## **ア. 担い手金融リーダーを軸とした体制運営**

J Aにおける担い手の金融ニーズには、担い手金融リーダーが中心となって対応します。担い手金融リーダーは、担い手づくり推進体制および部門横断的な担い手対応部署のメンバーとして、あるいは連携して担い手の資金調達対策等に対応します。この場合、各種制度資金、要綱資金、J Aプロパー資金等から担い手の経営に最適な商品を斡旋します。

信連は、J Aの担い手金融リーダーの対応力向上のために研修会の実施、相談ツールの提供に取り組むとともに、必要に応じ信連の担い手金融リーダーが、直接担い手に対応するなどの支援を行います。

### **イ. 担い手に提供する金融商品**

担い手の資金需要は、設備資金に加え運転資金へのニーズも強いため、従来型の営農ローンで対応が不十分な場合には、スーパーS資金や担い手強化資金等の短期運転資金の活用をすすめます。

J Aの対応が困難な大規模な担い手の資金需要については、農業法人向け資金「アグリパワー資金」等により、信連が直接融資または協調融資します。

また、一定の経営規模および経営管理能力を有する担い手向けの新たな総合金融サービスや、小規模経営体の農業関連資金需要に対応する融資商品の開発に向けて、農林中金と連携して取り組みます。

### **ウ. 政策金融改革への対応**

農林漁業金融公庫が平成20年度に新体制に移行することを踏まえ、今後農林中金を中心に検討がすすめられる次の項目について、農林中金と連携し適切に対処していきます。

- ① 農業近代化資金等制度資金および制度保証の制度改革要望事項の検討
- ② J Aバンクと新たな政策金融機関の役割分担の検討
- ③ 農林中金が農林漁業金融公庫（新機関を含む）と共同開発をすすめる、貸倒リスクを加味したより使いやすい農業向け融資商品の検討

### **エ. 経営改善・再建が必要な農業者等に対する再生支援**

県内の経営改善・再建が必要な農業者・農業法人の実態把握を行うとともに、行政を含めた関係機関と連携し、「農業再生委員会」の設置・運営に向けた取り組みに参画します。「農業再生委員会」の機能のうち不振経営体の経営改善指導については、J Aグループを通じた経営指導機能との分野調整をはかるとともに、再生委員会の経営改善計画認定に基づく不振経営体のランクアップをはかります。

## **(6) 担い手の保障ニーズへの対応強化**

J A共済は、共済の仕組みや共栄火災商品の活用を通じて、担い手の保障ニーズにきめ細かく対応し、集落営農の組織化や担い手の法人化の取り組みを支援し

ます。

また、将来にわたる農業・農村の基盤づくりに向けて、担い手を含む多様な農業者・地域住民等が参加する農地等の環境保全活動の取り組みを、保障面から支援します。

#### 【解説】担い手の保障ニーズへの対応

##### ① 担い手向けの共済仕組み・保険商品等の提供

集落営農の組織化や担い手の法人化にともない、次のような事業リスクに関わる保障ニーズが拡大すると見込まれる。

- ・生産活動・業務中の災害、自動車事故等
- ・農産物の出荷・販売に関する賠償責任事故、貸倒損害等
- ・経営者・役員の死亡・退職（共済金等の支払による事業承継資金・退職慰労金の確保）等

J A共済は、担い手を取り巻く多様なリスクへの保障対応を万全なものとするため、損害共済や共栄火災の事業者向け保険商品の活用をすすめるとともに、団体・法人向けの共済仕組みの開発に取り組む。

また、ポジティブリスト制に基づく出荷停止や異常気象による収益減少など、新たな保障ニーズについては、国の保障制度等の動向も踏まえつつ対応する。サービス面では、担い手向けの総合的なリスク相談対応のノウハウ整備について、検討をすすめる。

##### ② 多様な農業者・地域住民等が取り組む共同活動をとらえた保障提供等

農地・水などの資源保全とその質の向上をはかる新たな政策「農地・水・環境保全向上対策」の導入により、農地・農業用水等の保全管理活動の促進が期待されている。

J A共済は、こうした地域共同活動への参加者（農業者・地域住民・自治会等）の事故にかかる保障提供等に取り組む。

#### (7) 担い手の法人化支援や出資等を通じた関係強化

経営シミュレーション、法人化手続き、税務対応、社会保険対応等を通じて、集落営農組織等担い手の法人化を支援します。

なお、担い手を確保することが困難な地域においては、J A出資法人の立ち上げや農業者主体の法人に対するJ Aによる支援について検討します。

### 4. 多様な農業者への支援とファーマーズ・マーケット等の取り組み

小規模農家・兼業農家、高齢者、定年帰農者、新規就農者等、地域を支える多様な農業者を支援します。

また、J Aファーマーズ・マーケット憲章に基づき、ファーマーズ・マーケットを地産地消の拠点として位置づけて、地域経済の発展に貢献します。

#### (1) 小規模農家・兼業農家、高齢者・定年帰農者、新規就農者等、多様な農業者への支援

次の取り組みを通じて、多様な農業者の所得の確保と組織化をすすめるとともに、多様な農業者を支援します。

- ① ファーマーズ・マーケット、インショップ、地元加工業者への販売等、地産地消型の販売
- ② 販売先のニーズとそれぞれの農業者の技術レベルや出荷力に合った営農類型の提案と営農指導
- ③ 組合員による新しい農業・農村ビジネスの立ち上げ支援

- ④ 関係機関との連携による、農地の斡旋、機械・施設等のリースや取得にかかる負担軽減等の新規就農者の支援

## (2) ファーマーズ・マーケット等を通じた地産地消の取り組み

豊富な品揃えと年間を通じた安全・安心な農畜産物の出荷体制を確立するため、生産組織の育成と生産履歴記帳指導を含めた営農指導を実施します。販売チャネルの多様化や品揃えの充実のため、必要に応じJA間連携をはかります。

また、地域食材や地域伝統食の掘り起こし、学校給食における地場産比率の向上に取り組みます。

### 【解説】JAファーマーズ・マーケット憲章

#### 【基本理念】

わたしたちは、JAファーマーズ・マーケットを地域で生産された農産物を地域で消費する「地産地消」の拠点として位置付け、高齢者や女性などを含む多様な農業者の育成と協同活動を通じて地域農業の振興をはかり、新鮮で安全・安心な農産物の供給を行い、地域経済の発展と自給率の向上に貢献します。

また、食と農に関わる様々な取組みを通じて、地域の食と農に関わる文化の発展、継承に貢献するとともに、農業振興とJAの社会的役割に対する消費者の理解と支持を高め「消費者との共生」を推進します。

#### 【運営指針】

- 1 消費者ニーズに合った豊富な品揃えをめざします
- 2 周年作付け・周年出荷体制の確立をめざし、地場生産比率を高めます
- 3 生産、出荷、価格設定は、出荷者の自己責任で行います
- 4 品質管理を徹底し、新鮮で安全・安心な農産物を提供します
- 5 地域農業と農産物に関する情報を積極的に提供します
- 6 食の安全性に責任を持って、消費者に安心を届けます
- 7 輸入農産物は取り扱いません

## 5. 食の安全・安心対策、農村地域資源保全活動および環境にやさしい農業の推進

消費者の安全・安心に対する関心は高く、また新たに改正食品衛生法（ポジティブリスト制）への対応が求められていることから、引き続き食の安全・安心確保の取り組みを徹底します。

また、環境に配慮した豊かな地域社会を築くために、農村地域資源保全の共同活動や環境にやさしい農業を推進します。

## (1) 食の安全・安心対策の推進

### ア. 適切な生産管理と生産履歴記帳の徹底

すべてのJAにおいて、販売するすべての農畜産物について生産履歴記帳の裏づけがあるものとなるよう、適切な生産管理と生産履歴記帳の徹底をはかります。加工段階においても、品質管理責任者を定め品質管理を徹底します。

改正食品衛生法（ポジティブルリスト制）への対応のなか、農薬の適正使用の証明としての記帳内容の信頼度をさらに確実なものとするため、生産履歴記帳の内部検査体制および適切な危機管理体制の整備等、安全・安心な農畜産物の供給体制を強化します。

また、生産履歴記帳を前提として、目的に応じた記帳・管理項目を設定し、

農業環境規範やGAP（適正農業規範）等に対応します。

さらに、蓄積した記帳データを農畜産物の品質向上や農業資材の効果的使用等に活用します。

#### 【解説】改正食品衛生法（ポジティブリスト制）

食品衛生法の改正により導入される、残留農薬基準の設定されていない農薬が一定量以上残留する食品の流通を禁止する制度で、平成18年5月に施行。これにより、食品衛生法上の残留基準が設定されていない農産物にも厳しい一律基準が適用される。

#### 【解説】農業環境規範、GAP（適正農業規範）

「環境と調和のとれた農業生産活動規範」。環境と調和のとれた農業生産を行うために、農業者が実行・点検すべき基本的な事項を農水省がまとめたもの。農水省は、各種事業等の実施にあたり本規範の実践を義務づけていく方向である。

GAP（Good Agricultural Practice）とは安全な農産物を生産するために必要な環境整備と栽培管理において、守るべき規範

#### イ. 改正食品衛生法（ポジティブリスト制）への対応

農薬、飼料添加物、動物医薬品等の残留基準値を超えた場合、農畜産物の出荷停止・回収等、産地への影響は極めて大きいものとなるため、すべてのJAにおいて、行政機関と連携し、生産者への制度の周知を行うとともに、飛散（ドリフト）防止対策を含めた農薬等の適正使用を生産者に徹底します。

#### 【解説】改正食品衛生法（ポジティブリスト制）への対応について

| 生産者の取り組み  | J A グループの取り組み   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・農薬適正使用の徹底</li><li>・飛散防止の基本的注意事項の遵守と散布器具洗浄の徹底</li><li>・近隣生産者との連絡体制強化</li><li>・低リスク農薬の使用推進</li><li>・ドリフト低減ノズル等の利用促進</li><li>・適切な生産管理と生産履歴記帳の実践</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・適切な生産管理と生産履歴記帳の徹底</li><li>・行政機関とも連携した地域における確固とした連絡体制づくり</li><li>・集落座談会などを通じた生産者への啓発と対策の徹底</li><li>・地域実態に合った適切な農薬の選定</li><li>・適切な危機管理体制の構築</li><li>・消費者や食品産業事業者等への適切な情報開示を通じた国産農産物への信頼確保</li><li>・様々なドリフト現地試験による実態調査と低減技術の検討</li><li>・農薬登録情報と連携した食品残留基準値データベースの提供</li><li>・生産者向けドリフト防止啓発リーフレットの作成・配布</li><li>・ポジティブリスト制に対応した積立金の創設など危機管理体制の取り組み</li></ul> |

### （2）農村地域の資源保全活動と環境にやさしい農業の推進

#### ア. 農村地域の資源保全活動の推進

農業・農村の持つ多面的機能の維持・強化のため、新たな「農地・水・環境保全向上対策」を活用し、行政・関係機関と連携して農地・水路・農道等の資源保全の共同の取り組みを集落・地域ごとにすすめます。

#### イ. 環境にやさしい農業の実践

生産履歴記帳を通じて当該生産基準に基づく生産を徹底し、環境にやさしい農業をすすめます。

### 【解説】農地・水・環境保全向上対策

- 農水省において決定された経営所得安定対策の中で、品目横断的政策と合わせ「車の両輪」とされており、地域住民・都市住民を幅広く巻き込みながら、農業の基盤である農地・水・環境を保全し質を向上させることをめざしている。
- 助成対象は次のとおりとなっている。

| 区分                       | 活動内容                    |
|--------------------------|-------------------------|
| 1. 農地・水等を守る共同活動を支援       | 農地・農業用水等の資源の維持・保全の活動    |
|                          | 関連の施設の寿命を延ばす等の活動        |
|                          | 生態系の保全、景観形成、水質の保全等の活動   |
| 2. 地域の環境保全に向けた先進的営農活動の支援 | たい肥の散布、浅水代かき等の活動        |
|                          | 化学肥料・化学合成農薬の低減、土づくり等の活動 |
| 3. さらに高度な取組みへの支援         | 希少生物の再生等のなど一歩進んだ活動      |

注)・2の支援を受けるためには、1について支援を受けることが必須。

・3は、1または2に対する上乗せの支援となる。

## 6. 生産者所得の向上とJAの収支改善に向けた販売事業改革

流通の自由化、消費者・実需者ニーズの多様化に対応し、消費者・実需者のニーズを生産に結びつける販売事業改革に取り組み、生産者の所得向上と販売事業の収支改善をはかります。

### (1) 販売事業システムの見直し

#### ア. 販売機能の再構築

集荷・無条件委託販売から多様な販売事業方式への転換、委託販売手数料の見直し等により、販売機能を再構築します。

また、園芸販売事業は、卸売市場販売が主流を占めるものの、値決販売の割合を高めるなど、JA・全農県本部の機能を一層強化します。

#### イ. 機能別手数料方式や買取方式の導入・拡大の検討

J A・全農県本部は、多元的な販売にかかる機能を発揮し、機能に応じた手数料を設定します。

また、安定的販路を確保・拡大し、生産者手取りやJAの販売額が見通せる場合に買取販売を導入します。なお、導入に際しては、過度なリスクをとらないように留意します。

#### ウ. 販路の確保

米穀については、契約栽培、特定契約等、事前の結びつきによる販売を強化します。

園芸については、直接販売の強化、加工・業務用需要への対応等、販売チャネルの多様化に取り組みます。

また、農畜産物のブランド確立をめざします。その際、地域ブランド等知的財産制度の活用をはかります。

このほか、米の消費拡大と日本型食生活の普及に引き続き取り組み、農畜産

物の消費拡大、販路拡大につなげます。

**【解説】改正商標法による地域ブランド「地名＋商品名」からなる商標（地域団体商標）の保護強化**

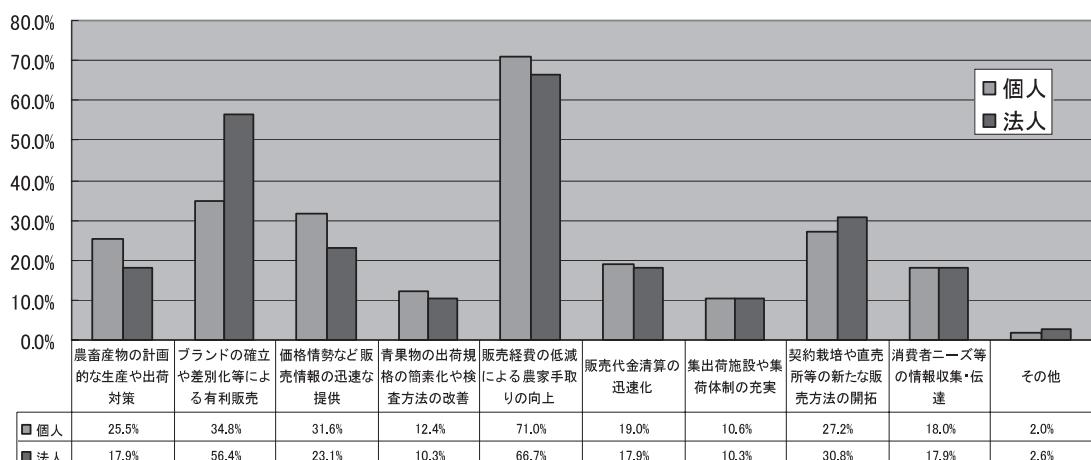
地域名と商品名からなる商標（地名入り商標）が、事業協同組合や農業協同組合等によって、地域との密接な関連性をもつ商品に使用され、一定程度の周知性を獲得した場合には、地域団体商標として登録が認められることとなった。（18年4月施行）

## エ. 中間流通コストの削減

米の共同計算コストの見直し、園芸事業の直売所や販売センター機能の発揮、販売事業全体の出荷・配送の大型化によるコスト削減、流通範囲の絞込みや実需者への直接配送、規格の簡素化等を通じて中間流通コストを削減します。

【参考】JA改革に関する組合員アンケート調査結果（平成18年1月 JA岩手県中央会）より

### JAの販売事業について、今後期待する点（経営形態別）



## （2）販売事業の収支改善

### ア. 消費者に近い販売ルートの確立と効率的事業運営を通じた販売事業の収支改善

消費者に近い販売ルートの確立、機能別手数料の設定、買取方式の導入等により、販売事業の収益構造を転換するとともに、効率的に事業を運営し、収支を改善します。

### イ. 共同利用施設の収支確立と利用者組織の設立・運営の支援

組合員が利用する共同利用施設の運営にあたっては、収支・財務の明確化や利用を促進するほか、施設の利用者から構成される利用組合等の設立を支援します。

なお、施設のオペレーション、出資、融資、施設のリース等を通じて利用組合等を支援します。

### 【解説】共同利用施設の利用者の協同活動による取り組み効果

- ① 組合員（利用者）自らが利用する共同利用施設の収支・財務が明確となり、自立した農業経営・生産者育成が可能となる。
- ② 施設別・事業別損益とその責任の明確化により、共同利用施設建設の意思決定、運営のあり方の適正化につながる。
- ③ 自ら施設を運営することにより、組合員（利用者）の意向に沿った運営が可能となり、施設・事業の利用が促進される。
- ④ 共同利用施設の管理・運営主体が利用組合や農事組合法人等となることにより、組合員（利用者）とJAとの役割分担が明確化する。
- ⑤ JAが大規模化したことにより協同活動が希薄化する懸念があるなかで、小さな単位での協同活動を活性化する契機となり得る。
- ⑥ 利用組合や農事組合法人等が共同利用施設を所有しJAが融資する場合には、施設取得に伴う他部門運用相当額が貸付金となるなど、リスク管理上有効である。

## 2 安心して暮らせる豊かな地域社会の実現と地域貢献

さまざまな事業・活動を通じて組合員・利用者・地域住民の営農・生活の諸課題の解決・支援に取り組み、地域の活性化や発展、安心して暮らせる豊かな地域社会の実現に貢献します。

なかでも、食育基本法の施行を踏まえた食農教育の展開、高齢者の生活支援、JAいわてグループ役職員等による地域活動などの実践に取り組みます。

### 1. 食と農を結ぶJA食農教育の展開

生産者、消費者、次世代等、地域住民が連携できる取り組みとして、すべてのJAにおいて、「JA食農教育プラン」を策定し、実践します。特に食と農の体験・教育・交流、地場産学校給食等地産地消の推進に重点的に取り組みます。

#### (1) 「JA食農教育プラン」の策定・実践

すべてのJAにおいて、食農教育の実施について定めた「JA食農教育プラン」を策定し、実践します。

中央会は県段階の「JA食農教育プラン」を策定し、実践します。

【解説】食育基本法（平成17年7月15日施行）

##### ○食育基本法の概要

食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育について、国・地方公共団体・各種関係者・国民の責務や、食育推進基本計画等の策定を定めるとともに、下記の基本的施策を規定している。

|                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| ①家庭における食育の推進      | ⑤生産者・消費者の交流促進       |
| ②学校・保育所等における食育の推進 | ⑥農林漁業の活性化           |
| ③地域での食生活改善の取組推進   | ⑦食文化承継活動への支援        |
| ④食育推進運動の展開        | ⑧調査・研究・情報提供・国際交流の推進 |

##### ○食育基本法に規定された農林漁業者等の責務（第11条より抜粋）

農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

##### ○食育推進基本計画（平成18年度から22年度までの5年間）における目標

食育推進基本計画においては、「学校給食における地場産物を使用する割合（21%→30%）」や、「教育ファームの取組みがなされている市町村の割合（42%→60%）」等の食育に関する推進目標が定められている。

#### (2) 食と農の体験・教育・交流

「JA食農教育プラン」に基づき、次の事項に取り組みます。

- ① 子ども向け農業・農村体験、生活文化や食と農に関する教育、農協観光が実施する学校教育旅行（地元JAにおける受入体制の整備を含む。）、農業経営教育（職業としての農業および農業経営の理解促進等）にかかる学校への働きかけとその実践
- ② 農業塾の開催や市民農園の整備、行政やNPO等と連携したU・J・Iターン者への農業研修・住宅斡旋支援等、新規就農者や団塊の世代を中心としたニーズへの対応
- ③ 母親やフレッシュミズを対象とした女性大学（農業、食生活、料理、健康、

環境、協同組合、JA等をテーマにした学習の場) 等の実施

- ④ 若い世代を中心とするボランティア志向に対応した援農や農業ボランティアの受入・斡旋
- ⑤ 定住受入に際しての農地や農機具の斡旋、資金ニーズ(住宅ローン等)・リスク保障ニーズ(傷害共済・建物更生共済等)への対応
- ⑥ 生産者、消費者、次世代等、地域住民がともに関心をもって活動できる取り組みを通じた交流
- ⑦ グリーンツーリズム等都市と農村との交流促進

#### 【解説】食農教育の5つの分野と地域・学校・家庭との連携(例)

|                   | 地域  | 学校  | 家庭   |
|-------------------|---|---|--|
| ①農業体験<br>・農に関する教育 | 子どもファーム・ネット、市民農園、農業塾、学校教育旅行、援農、農業ボランティアの受入など  | 学童農園、バケツ稻づくり、图画作文コンクール、あぐりスクール、総合学習支援、出前授業、農業経営教育、学校教育旅行の実施など | 親子稻刈り教室、バケツ稻づくり、あぐりスクール、市民農園、農業体験旅行・生きもの調査への参加など |
| ②地場産学校給食          | 地場産学校給食推進協議会の設置など   | 地元食材の供給、米飯学校給食の推進、生産者の給食訪問、学校栄養士との意見交換など                      | 地場産学校給食の試食会およびレシピ配布など                            |
| ③生活文化・食に関する教育     | 食生活見直し運動、伝統食・食文化普及活動、食事バランスガイドの活用、日本型食生活普及など  | 食事バランスガイドの学習、栄養教育、総合学習支援など                                    | 親子料理教室、食事バランスガイドの普及、母親学級、朝食欠食ゼロ運動など              |
| ④地産地消             | ファーマーズ・マーケットの設置、地元食品産業関係者との協議、地産地消ツアーやイベントの実施など   | 地元食材の学校給食への供給など   | ファーマーズ・マーケット、旬の地場野菜カレンダー配布、地産地消ツアーやイベントへの参加など    |
| ⑤交流               | 食と農の体験・教育を通じた都市と農村の消費者と生産者の交流や意見交換会、食に関わる地元調べ、食農フォーラム開催、行政やNPO法人「ふるさと回帰支援センター」等と連携した新規就農者・団塊世代等地方へのU・J・Iターン者への農業研修・住宅斡旋等にかかる支援、週末農村生活支援など | 農家ホームステイ、学校教育旅行の実施など  | グリーンツーリズム、産地見学会・生きものの調査等への参加など                   |

注)複数の分野にまたがる取り組みが多い。

### (3) 地場産学校給食等地産地消の推進

生産者、消費者、次世代等地域住民をつなぐ架け橋として、地場産農産物の学校給食への供給・利用促進、ファーマーズ・マーケットの設置等に取り組みます。

また、農協観光と連携して地産地消ツアーの開催・受入や斡旋・イベントの開催等に取り組みます。

## 2. 福祉と健康を核とした高齢者の生活支援

急速に進行する高齢化のもとで、介護を要する高齢者や元気な高齢者のくらしを支援するため、すべてのJAにおいて、高齢者福祉事業・活動や元気な高齢者を対象とした事業・活動に積極的に取り組みます。

## (1) 「福祉と健康を核とした高齢者生活支援計画」の策定・実践

高齢化の進行に対応するため、介護保険事業実施JAにとどまらず、すべてのJAにおいて、「福祉と健康を核とした高齢者生活支援計画」を策定し、実践します。

## (2) 福祉と健康を核とした高齢者生活支援の取り組み強化

### ア. 元気な高齢者に対する取り組み

高齢者が元気で社会や地域とのかかわりを持ち続けることを基本に、健康の維持・増進や旅行・サークル文化学習活動等、高齢者が集い生きがいを共有する場の提供等の支援に取り組みます。

#### イ. JA高齢者福祉事業・活動

##### ① JA地域ボランティア活動

高齢者の生活支援等、JA助けあい組織等が多様な視点から積極的に地域ボランティア活動に取り組めるよう支援します。

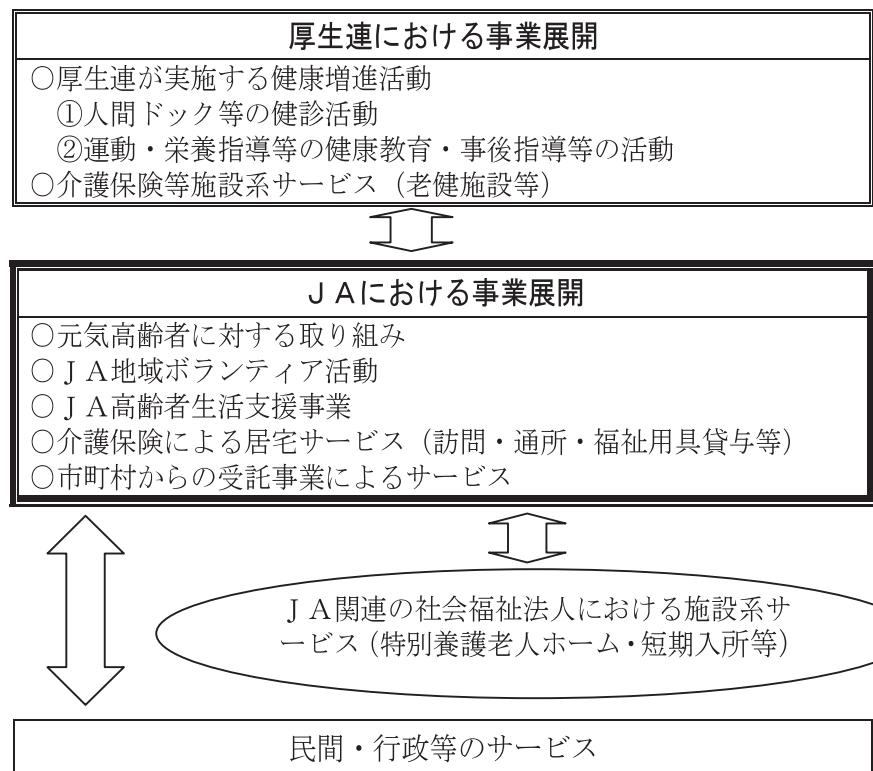
##### ② JA高齢者生活支援事業

支援が必要な高齢者の暮らしを支えることを目的に、公的サービスの対象とならない諸生活支援事業に取り組みます。

##### ③ JA公的サービス事業

地域で必要とされる質の高い介護保険サービスを提供するとともに、JA高齢者福祉ネットワークの活用等により積極的な事業展開に取り組みます。

### 【解説】 JAの福祉と健康を核とした生活支援の機能分担



### 3. 組合員の資産管理の総合的な支援

組合員の農地や金融資産等、資産の管理・活用について総合事業の強みを活かし、次のように総合的に支援します。

- ① 信用・共済事業の活用を含めた適切な資産活用方法の提案
- ② 営農指導（後継者自ら耕作する場合）、農作業受委託斡旋（他の人に作業を委託する場合）、市民農園・体験農園開設の相談（市民農園等開設の場合）の実施
- ③ 賃貸住宅の管理等、土地活用に関する支援

このため、組合員はもとより後継者や定年退職を迎える農地所有者に対し、相続・遺言や生活設計相談が的確に行える体制を整備します。

### 4. JAいわてグループ役職員等による地域貢献を通じた豊かな地域社会の実現

JAいわてグループ役職員等は、環境美化活動や防犯・防災活動等への取り組みにより、安心して暮らせる豊かな地域社会の実現に貢献するほか、災害発生時の災害ボランティア派遣や役職員による地域活動等に取り組み、地域に貢献します。

また、豊かな地域社会実現のため、生活協同組合等他の協同組合組織や消費者団体、NPO団体と連携して、食と農の理解を深めるための取り組みや環境保全対策等に取り組みます。

#### （1）環境美化活動等への取り組みによる地域貢献

環境美化活動や防災・防犯活動、子供110番の設置等に積極的に取り組み、安心して暮らせる豊かな地域社会実現のため、地域に貢献します。

#### （2）役職員等による地域活動の展開と災害ボランティアの派遣

##### ア. 役職員による地域活動の展開

J Aいわてグループ役職員は、地域貢献をするため、ボランティア活動等地域における活動を展開します。このため、ボランティア休暇の付与等環境を整えます。

##### イ. 災害ボランティアの派遣

J Aいわてグループは、大規模災害発生時に、被災市町村等の要請を踏まえ、被災の状況その他を総合的に判断したうえで、必要に応じて被災地域に災害ボランティアを派遣します。

##### ウ. JA青年・女性組織によるボランティア活動

J A青年・女性組織が各種ボランティア活動に積極的に取り組めるよう、支援します。

#### （3）協同組合間連携の取り組み

生活協同組合等他の協同組合組織や消費者団体、NPO団体と連携して、安全・安心な農畜産物の安定的な提供や消費者との交流をすすめるとともに、食農教育を通じて食と農への理解を深める取り組みをすすめます。

### 3 JA運動を支える組織・事業基盤づくり

組合員の参画と意思反映の確保、事業利用者たる消費者・次世代等地域住民の参加と理解の促進、組合員加入メリットの明確化を通じた組合員加入促進に取り組み、組織・事業基盤の強化・充実をはかります。

併せて農業・JAファンづくりに向けた理解促進とイメージアップをはかる農政・広報活動を展開します。

#### 1. 組合員加入促進対策の取り組み強化

組織・事業の安定と活力ある協同組合をつくるため、すべてのJAにおいて、組合員加入促進対策に取り組みます。

##### (1) 組合員加入メリットの明確化

組合員加入促進対策の実施に際して、組合加入・資格承継するメリットを明確化します。

【解説】加入メリット（例）

| 事業利用面                                  | 組織活動・運営参画面   |
|--|--|
| ○ 生産技術指導                               | ○ 組合員後継者クラブや准組合員クラブ等の組成と同クラブ会員からの総代・各種委員等選出枠（意思反映ルート）の設定       |
| ○ 出資配当・利用高配当                           | ○ 協同活動への参加   |
| ○ 総合取引ポイントサービス                         | ○ JA運動を通じた環境保護、地域貢献への満足感                                       |
| ○ 価格優遇（生産資材、SS、系統宿泊施設、冠婚葬祭利用料、会議室使用料等） | ○ 青（壮）年部・女性組織、サークル・学習、目的別組織等組合員組織やJA主催のイベントへの参加による趣味教養と実益の享受等々 |
| ○ 金利優遇                                 |  |
| ○ フアーマーズマーケットへの登録・出荷等                  |  |
| ○ JAだより等を通じた情報提供                       |  |
| ○ 税務・法務等の各種相談等々                        |  |

##### (2) 組合員加入・資格承継対策の取り組み強化

すべてのJAにおいて、「組合員加入等に関する方針」（JAとしてどのような層を念頭に組合員加入促進・資格承継をすすめるかについての方針）を明確にし、組合員加入促進対策・組合員資格承継対策と数値目標を設定し、農業後継者や定年帰農者、新規就農者、青年・女性層、法人形態の担い手、Uターン・帰農等する団塊の世代や地域住民の組合員加入を促進します。

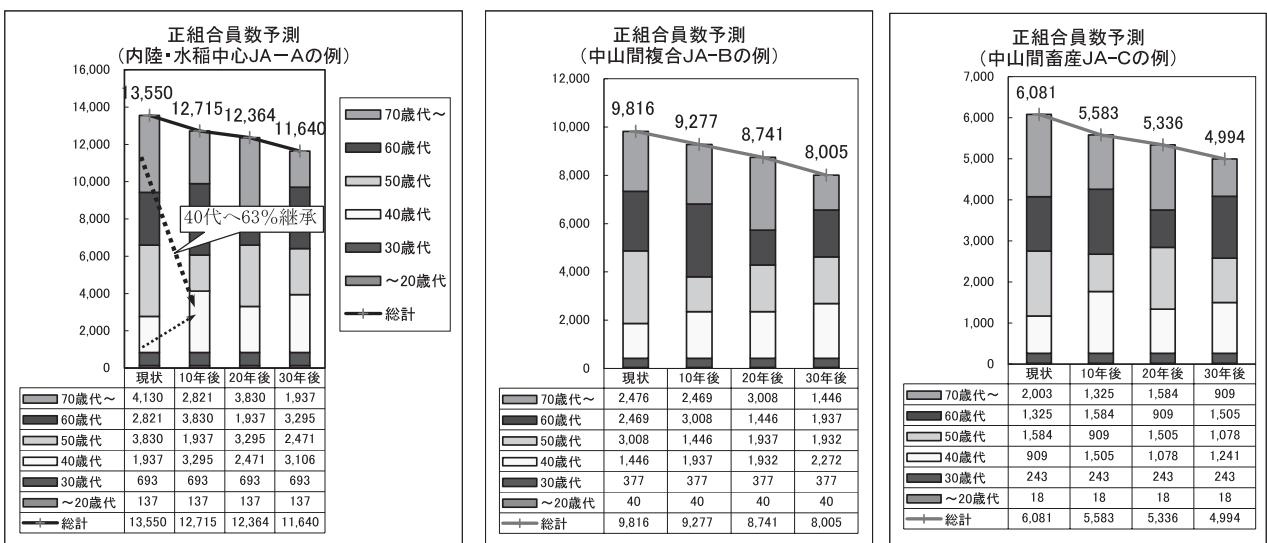
【解説】対象者の属性に応じた組合員加入促進・資格承継対策（正組合員化の例）

| 年齢層   | 新規就農者<br>・帰農者                      | 後継者  |   | (参考) 現役組合員 |                                     |
|-------|------------------------------------|--|---|------------|-------------------------------------|
|       |                                    | 農業後継意思あり   | 農業後継意思なし  | 年齢層        | 対応内容                                |
|       | 対応内容                               | 対応内容   | 対応内容  |            |                                     |
| 20歳未満 | *就農にかかる農業高校生や大学生への働きかけ・啓発          | ○●同左   |   | 60歳未満      |                                     |
| 20歳代  | *新規就農者奨励制度（嘱託職員として一定期間JAが雇用する等）の実施 | ○●広報誌の直送<br>○子供向けイベント（農業体験等）や後継者向けイベント（スポーツ大会等）の提案<br>●帰省時の訪問・面談<br>●地域外准組合員制度の活用<br>○後継者クラブ、サークル文化活動等への加入提案<br>○准組合員加入の提案 | ○広報誌の直送<br>●帰省時の訪問・面談<br>●地域外准組合員制度の活用<br>○●農地保全等総合的支援事業の提案<br>●安否確認の提案 | 60歳代       | ○相続税対策の提案（資産管理事業等）<br>○健康管理支援       |
| 30歳代  | *就農に伴う青（壮）年部への加入と正組合員加入            | ○家計のメイン化（JAへの給振・公共料金引落口座等の集約化）の提案  | ○●定年帰農講座<br>○●農業経営者としての自立支援<br>○●就農に伴う正組合員加入                            | 70歳代以上     | ○農地の保全提案<br>○介護支援<br>○食材宅配<br>○年金宅配 |
| 40歳代  | *団塊世代の新規就農や帰農に伴う正組合員加入             | ○●相続関係の支援<br>○●高齢者クラブへの加入提案  | ○●相続関係の支援   |            |                                     |
| 50歳代  |                                    |  |   |            |                                     |
| 60歳代  |                                    |  |   |            |                                     |

○ 後継者が親と同居、もしくは地区内居住（別居）

● 後継者が地区外居住（別居）

【参考】組織・事業基盤の将来分析



【前提条件】

- ①70歳以上の正組合員が、10年後リタイアする。
- ②その際、40歳代に継承する。
- ③継承割合は63%とする。
  - ア) 正組合員のうち27%（全共連調査「自分の子どもをいざれ正組合員にしたい割合」）が継承する。
  - イ) 残りの73%の半数の方も継承することとする。
  - ウ)  $23\% + 73\% \times 0.5 = \text{継承率} 63\%$

## 2. 女性・担い手等のJA運営への参画促進

社会における女性の役割の高まり、女性・担い手等のJA運営への意思反映の重要性を踏まえ、すべてのJAにおいて、女性・担い手等のJA運営への参画促進として、次の事項に取り組みます。取り組みにあたっては、数値目標を設定するとともに、目標達成のための具体策を策定します。

- ① 女性部員・青年部員・農業後継者の正組合員加入促進
- ② 女性のJA理事・経営管理委員およびJA総代の選出
- ③ 青年部・農業後継者からのJA理事の選出

### 【解説】女性・担い手等のJA運営への参画促進にかかる目標達成のための具体策

| 項目                                   | 目標達成のための具体策（例）   |
|--------------------------------------|--|
| 正組合員に占める女性の割合                        | <p>【標準】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 女性大学や農業経営等に関する学習の場の設定</li></ul> <p>【選択】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 女性理事等枠の設定（女性理事等枠を設ける場合には、1JA 2名以上とする）</li><li>・ 一戸複数組合員制の一層の推進</li><li>・ 女性組織等を対象とした組合員加入促進対策の展開</li><li>・ 男女共同参画の必要性や女性の役割の高まりにかかる経営トップの理解促進と、組合員や職員を対象とした学習の場の設定</li><li>・ JA事業・活動における、JA食農教育や高齢者福祉事業・活動、生産者と消費者を繋ぐ架け橋機能等の重視化</li><li>・ 仲間づくり活動の活性化や交流のための旅行等の場の提供</li></ul> |
| 理事または経営管理委員に占める女性の割合                 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 一戸複数組合員制の一層の推進</li><li>・ 女性組織等を対象とした組合員加入促進対策の展開</li><li>・ 全青年部員の正組合員化</li><li>・ 農業後継者の農業経営等に関する学習の場の設定</li></ul>  |
| 理事または経営管理委員に占める青年部員の数<br>青年部員の正組合員加入 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 青年部等を対象とした組合員資格承継・組合員化促進運動の展開</li></ul>  |

### 【参考】青年・女性組織代表の中央会役員への登用について（平成18年8月7日JAいわてグループ組織整備審議会答申）

#### 中央会役員への青年・女性組織代表の登用について

##### 1. 中央会役員への青年・女性組織代表の登用について

青年・女性のJA運営への参画については、県内JAにおいても、理事・総代・各種運営委員への青年・女性の登用や参与制の導入がすすんできたが、より一層の促進をはかるため、JAいわてグループの代表・総合調整・指導機関である中央会役員へ青年・女性組織代表を登用すること。

##### 2. 実施時期および経過措置

平成20年6月の次期役員改選期に合わせて実施すること。

ただし、平成21年3月を目途に、県内JAが経営基盤強化に向けたJA合併に取り組むため、合併の進展により役員体制の見直しが必要となることが考えられるので、当面の措置として、参与制による中央会運営への参画とすること。

### 3. 組合員組織の活性化と参加意識の醸成

組合員の多様な関心に対応した新たな組織の育成等を通じ、組合員組織の再編・活性化に取り組みます。

また、組合員訪問活動、広報活動、教育文化活動の展開等を通じて組合員の参加意識を醸成し、活力ある協同組合づくりに取り組みます。

#### (1) 「組合員組織の育成・活性化方針」の策定・実践

組合員組織の育成・活性化策や、基礎組織のあり方、JAとして重点的に対応していく組合員のための組合員組織のあり方等を定めた、「組合員組織育成・活性化方針」を策定し、実践します。

#### (2) 組合員の参加意識の醸成

組合員訪問活動や広報誌、ホームページ、日本農業新聞、家の光等を通じて、組合員に対し日常的にJA理念や事業・活動に関する情報を発信して理解の浸透をはかるとともに、組合員組織への加入やイベントへの参加を促すなど、組合員の参加意識の醸成やコミュニケーションを強化し、JA理念の共有化をはかります。

#### (3) 教育文化活動の展開によるJA理念の浸透

組合員の参加意識を醸成し、組合員の結集力を高めるため、組合員組織のリーダー・新規加入組合員等、各層の学習活動を支援するとともに、組合員や地域社会に向けて教育文化活動を展開し、JAの組織・運営への理解の浸透をはかります。また、多様な組合員を対象としたグループ活動や目的別・世代別の文化活動に取り組みます。

### 4. 農業・JAのファンづくりに向けた農政・広報活動の展開

積極的な情報受発信により、組合員、利用者、消費者、次世代、地域社会等、さまざまな関係者をつなぐ取り組みを推進し、食料・農業・JAグループに関する理解促進とイメージアップをはかる農政・広報活動を展開します。

#### (1) 広報体制の整備と機能発揮

すべてのJAにおいて、広報専任担当者の設置および広報担当部署の明確化等、体制を整備するとともに、広報誌・コミュニティ誌の発行、ホームページの適切な運営による双方向コミュニケーションの実施、基本的なマスコミ対応等の充実をはかります。

また、食料・農業・JAグループに関する理解促進とイメージアップをはかるため、県域の農業・JAグループの特徴等を踏まえた広報活動について、JAいわてグループとして一体的に取り組みます。

## (2) 農業・農村・JAに対する県民の理解と共感の促進

食料・農業・環境フォーラムの組織化と活動強化を通じて、消費者・地域住民に対する地域農業・農村政策やJAの役割に対する共感の醸成をはかります。

また、WTO・EPA交渉や国際化の進展のもとで、「農業の多面的機能」、「多様な農業の共存」、「食料安全保障」等の理解を促進します。

## 4 万全な経営の確立と競争力ある事業の展開

J A本来の使命である地域農業の振興と地域社会に貢献できる組織であるためには、事業収支の確保、財務の健全化、着実な経営管理等 J Aの経営基盤を一層強固なものとする必要があります。

このため、第 40 回 J A 岩手県大会で決議した J A 改革の断行をさらに徹底とともに、J A 合併の推進等 J A いわてグループの総力を挙げて財務基盤が脆弱な J A の早期解消に取り組み、経営収支・財務改善をすすめ、万全な経営を確立します。

また、担い手への事業対応や利用メリットの追求等競争力ある事業の展開と大規模 J A にふさわしい運営方式を確立し、組合員・利用者に信頼される J A をめざします。併せて、J A 改革を担う役職員の教育研修等、人づくりに取り組みます。

### 1. J A いわてグループにおける経営基盤強化方策の実践

J A 経営をめぐる昨今の厳しい状況を踏まえ、経営資源を一層高度に活用し、積極的事業展開による組合員・地域住民に対するサービスの維持・向上のため、安定的な経営基盤の確立をはかります。

#### (1) 自助努力の取り組み強化

事業利益（事業総利益－事業管理費）段階で黒字を確保できるよう各支所（店）・事業所および本所（店）各部門のあり方を吟味し、改革の徹底に全力を傾注します。

また、減損会計、新B I S規制等会計制度の変更への対応や不良債権処理等に早期に取り組むことから、出資造成や内部留保の充実等、必要な自己資本の確保に万全を期します。

#### (2) 合併の推進

##### ア. 6 J A体制の実現と財務基盤が脆弱な J A の早期解消

自助努力の取り組みと並行して、合併による規模のメリット創出と活力の再生を通じて、組織・事業・経営等の改革をすすめるため、地区別に協議を重ね、平成 21 年 3 月までに 6 J A 体制の完遂をめざします。

特に、財務基盤が脆弱な J A については、減損会計・新B I S基準による新たな自己資本比率規制等、会計基準の適用が完了する平成 20 年 3 月までに組織統合により解消します。

## 【解説】「財務基盤が脆弱なJA」について

「財務基盤が脆弱なJA」とは、「経営不振JA<sup>\*1</sup>」、「要点検JA<sup>\*2</sup>」、JAバンクの「早期指導対象JA<sup>\*3</sup>」を指している。

\*<sup>1</sup> 「経営不振JA」

全中が定める「要改善JA」とJAバンクの「レベル格付けJA」

\*<sup>2</sup> 「要点検JA」

保守的な試算を行った結果、繰越損失が発生し、出資金が実質的に毀損状態となったJA  
あるいは同様に自己資本比率が8%未満となったJA

\*<sup>3</sup> 「早期指導対象JA」

将来的に潜在的リスクを有しており、早期の経営指導を行う必要があると判断されるJA

### イ. 合併支援措置の構築

合併の推進にあたっては、合併の阻害要因として懸念される事項を全て処理し、合併が円滑に推進されるよう、中央会・連合会等による支援措置を構築します。

なお、支援にあたっては、対象JAの最大限の自助努力を条件として、JA組合長会議での合意を前提に慎重に実施します。

### (3) JAと中央会・連合会の機能分担

合併の進展状況を勘案しながら、JAと中央会・連合会の機能分担のあり方等について検討を行ないます。

### (4) 組合員・利用者メリットの実現

JA本来の使命である地域農業の振興と地域社会に貢献できる強固なJA組織を確立するため、合併の推進とJA改革の徹底により、事業収支の確保、財務の健全化、着実な経営管理等JAの経営基盤を一層強固なものとします。

この強固な経営基盤のもと以下の事業体制・機能の強化をはかることにより組合員・利用者メリットの実現をめざします。

#### ア. 営農指導事業

営農指導体制の再構築により、担い手対応の専任部署を設置し、出向く指導や経営・税務管理指導を強化します。

また、生産資材推進拠点と一体となった広域指導拠点を設置し、地域実態に即したより高度な営農指導を実施するとともに、生産資材推進との一体的な連携体制を構築します。

さらに、担い手に対する支援体制はもちろんのこと、部会対応を強化するなど、多様な農業者を支援できる体制を確立します。

## **イ. 販売・利用事業**

管内の地域特性を活かした販売を進め、多様な品目を揃えたより広域総合産地として、JA内リレー販売や契約生産などの多様な需要に対応した生産販売体制を確立するなど、安定した産地の確立をめざします。

また、広域集出荷体制確立のため、戦略的な施設の投資と再配置を進めます。

さらに、生産規模や販売先のニーズに応じた弾力的な価格体系を構築することにより、生産者手取りやJA販売額が見通せる買取販売の導入など多様な販売方式をめざします。

## **ウ. 購買事業**

広域物流システム、拠点整備による物流コストの削減や担い手層への弾力的な価格対応を実現します。

また、生産資材購買については、営農指導事業との連携をはかるなどJAであればこそその強みを発揮できる戦略的対応を確立します。

## **エ. 信用事業**

- ① 大型化に伴う事業機能拡充をはかり、地域金融機関として、さらには地域のメインバンクとしての機能を発揮します。
- ② 規模の経済（スケール・エコノミー）による単位当たりコストの低減をはかり、利ざやの減少の影響を回避するなど、規模効果によって効率的な経営をはかります。
- ③ 合併した広域行政との調整機能を十分に発揮し、市町村に対する必要な資金の安定的な貸出、公金の受入にも十分応えていきます。
- ④ 専任担当者を配置するなど、必要な体制整備をはかり、個人国債・投資信託等組合員ニーズに応えられる商品を提供します。
- ⑤ 大型化によるJAの質的転換に向けて、戦略的、計画的人材の再配置により、相談機能分野、資産管理事業分野、事業資金貸出分野への対応強化をはかります。
- ⑥ 集約された人員を効率的に配置し、金融部門内の人事ローテーションを確立します。このことにより涉外担当者未設置店舗の解消や、さらに窓口担当者、貸出担当者等を適材適所に配置し、組合員対応の充実・強化をはかります。

## **オ. 共済事業**

- ① 推進企画や共済事務等の本店機能の専門性の向上により、各支店やLAに対する指導・管理力の強化をはかります。このことにより利用者に対するサービスを均質化し、より高度なサービス提供を実現します。

### 《提供サービス例》

- ・ LA等による共済提案・生活保障設計相談
- ・ 共済窓口での契約保全
- ・ 引受審査（引受処理日数）、支払査定（共済金支払日数）

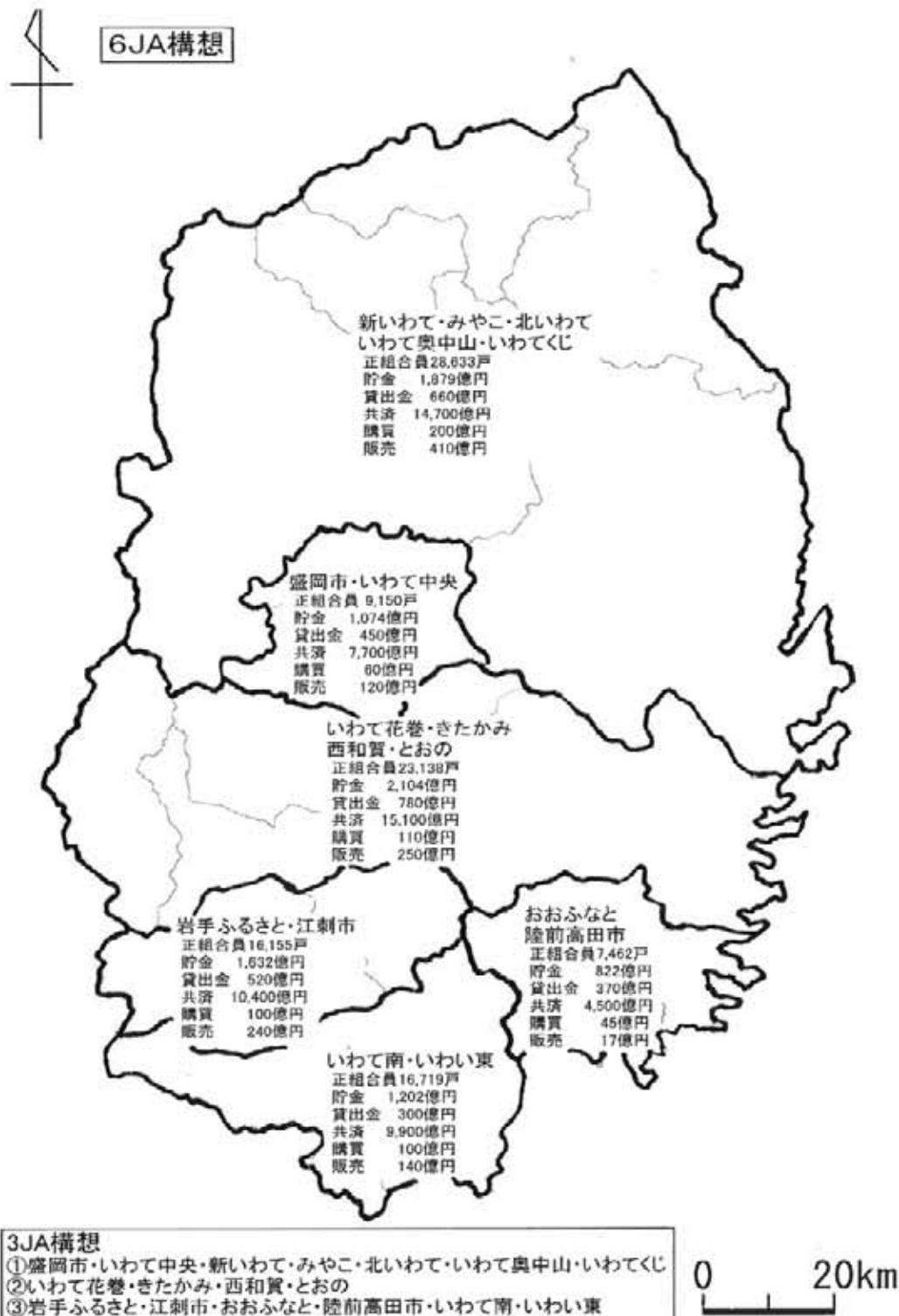
- ・自動車事故処理対応

② 本店管理部署の集約により、共済専任の支店管理者の設置や、LA、自動車事故処理担当、支店窓口担当、本店普及企画担当等への戦略的かつ適正な要員配置を実現します。

また、共済部門内において一定の人事ローテーションを可能とし、共済事業の専門性を発揮できる人材育成をはかります。

③ 合併による事務処理の効率化をはかり、一層の共済事業の低コスト体制を構築します。

【6JA構想】JAの経営基盤強化方策（平成18年6月6日JAいわてグループ組織整備審議会  
答申）より



## 2. 経営健全化（改善）計画の策定と確実な実践

J Aいわてグループにおける経営基盤強化方策を実践し、J A経営の健全化をはかるため、すべてのJ Aにおいて、経営健全化（改善）計画の策定および経営改善目標を設定し、支所・支店統廃合や経済事業改革等、J A改革を徹底します。

### （1）J A経営の健全化

すべてのJ Aにおいて、J A経営の健全化をはかるため、平成18年度と19年度の2か年を重点期間とし、経営健全化（改善）計画を策定するとともに、県下統一の経営改善目標の設定・進捗管理を行うなど、県域において経営目標を確実に実践する仕組みを構築します。

#### 【県下統一経営改善目標】

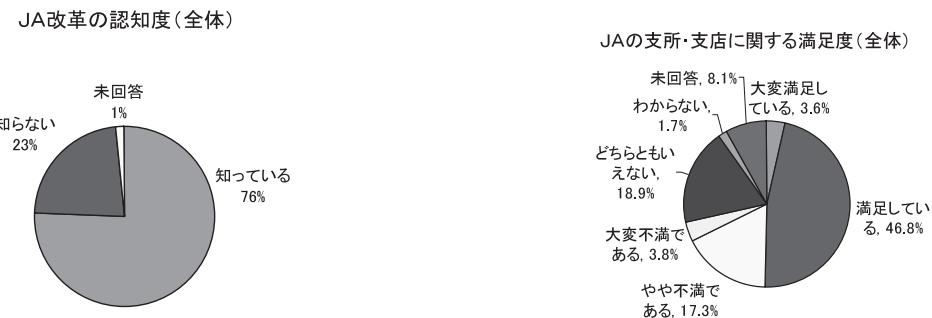
|              |   |            |
|--------------|---|------------|
| ①事 業 管 理 費 率 | 最低目標 100%以内   | 努力目標 90%以内 |
| ②剰余金の内部留保基準  | 出資金の額に達するまで外部流出不可   |            |
| ③施設投資の抑制基準   | 固定比率・他部門運用抵触 J Aにおける新規投資計画（総代会付議前）の事前審査                                 |            |
| ④不良債権処理の促進   | 引当済の債権の一定期間（概ね3年以内）での処理   |            |
| ⑤目 標 経 営 指 標 | ・労働生産性 700万円以上<br>・自己資本比率 10%以上<br>・不良債権比率 7.5%以下<br>・固定比率・他部門運用基準 法令適合 |            |

## (2) JA改革の徹底

事業利益の確保は経済行為の最低限の条件であることから、部門・拠点ごとに採算が確保できるようJA改革を徹底します。

また、要員の適正化等、運営コストの削減による利用者へのメリットの還元や受益者負担を基本とする手数料体系へ見直しするなど、事業利益を確保します。

【参考】JA改革に関する組合員アンケート調査結果（平成18年1月、JA岩手県中央会）より

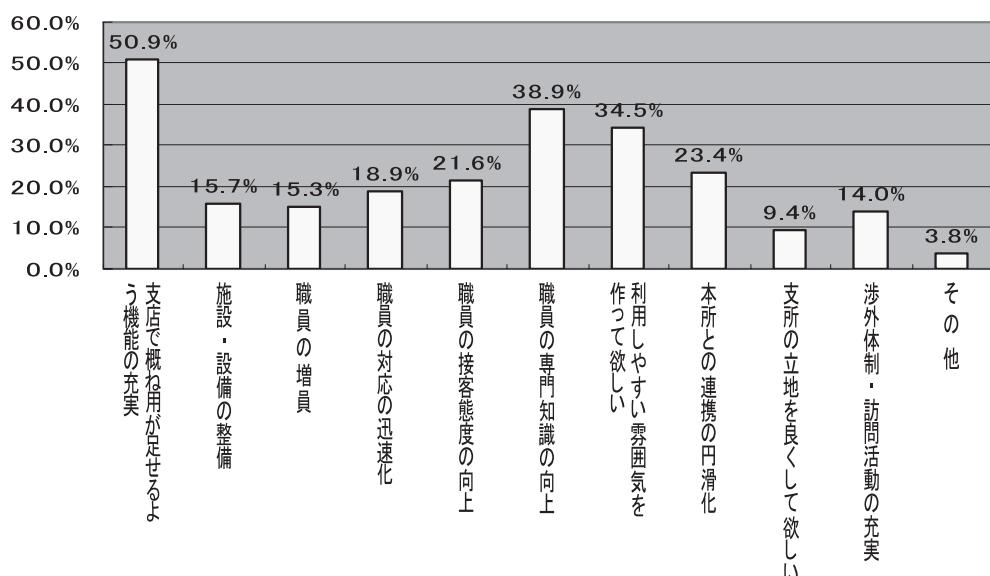


### ア. 支所・支店体制の再構築

「JAの支所・支店体制再構築指針」（平成16年9月、JA岩手県中央会）に掲げる存置最低基準を下回る支所・支店を有するJAは、引き続き当該支所・支店の解消に取り組みます。また、高機能・高収益な支所・支店の実現に向け、さらなる再配置について検討します。

【参考】JA改革に関する組合員アンケート調査結果（平成18年1月JA岩手県中央会）より

#### J Aの支所・支店について、今後期待する点(全体)



## イ. 経済事業改革の徹底

「組合の組織、事業及び経営の指導に関する基本方針」および「経済事業改革指針」（平成15年12月、JA全中・経済事業改革中央本部）に掲げた5つの事業目標と3つの財務目標未達成のJAは、これらの目標を達成します。

岩手県JA改革推進本部委員会を中心に中央会・連合会は連携し、その指導・支援を行います。

### ① 営農指導機能の強化

「JAの営農指導事業の機能強化策」（平成17年3月、岩手県JA改革推進本部委員会）を踏まえ、出向く営農指導機能を強化します。

### ② 消費者接近と農家所得の向上のための販売事業の見直し

安全・安心なJAブランドの確立と農家手取りの向上のために、多様な販売チャネルの拡大・確保と流通コストの削減、機能別手数料の見直しに取り組みます。

### ③ 生産者・組合員に信頼される生産資材価格の確立

物流の合理化および価格ニーズへのきめ細かな対応等を行い、営農指導等のサービス提供による他業態に対しての優位性を発揮して、生産者とりわけ担い手に実感される生産資材価格の引下げ等、生産者・組合員に信頼される生産資材価格を確立します。

### ④ 拠点型事業（物流・農機・SS）の収支改善と競争力強化

マスタープランの取り組み状況に格差が生じているため、内容の再整理と早急な収支改善の徹底をすすめます。

物流・SS事業については、競争力強化の観点から、全農を中心とした県域エリアを考慮した適正再配置の取り組み強化による収支改善をはかります。

農機事業については、今後、需要の減少が見込まれることから、県域でのJA・全農による共同運営方式をさらにすすめます。また、独自運営JAは、拠点施設別の収支確保に取り組みます。

### ⑤ カントリーエレベーター等共同利用施設の運営改善

カントリーエレベーター、ライスセンター、園芸集出荷施設等の収支状況は、ほとんどが赤字運営であることから、収支改善計画を策定し、引き続き運営改善に取り組みます。

また、集荷施設の再編等の効率化と集荷・事務等の費用の受益者負担を基本に、収支改善に取り組みます。

### ⑥ 財務目標の進捗管理と問題点の明確化

経済事業改革における財務目標を達成していないJAは、同目標達成に徹底的に取り組み、中央会は、改善に至っていない状況を分析・把握し、経済事業の収支改善、目標達成に向けた指導・支援を行います。

### 【解説】5つの事業目標と3つの財務目標

|   |   |   |
|---|---|---|
| 5<br>つ<br>の<br>事<br>業<br>目<br>標   | 1. 営農指導機能の強化  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・16年度中に県域営農指導機能強化策を策定</li> <li>・17年度以降JAで営農指導の位置付けを明確化・実践</li> </ul>   |
|   | 2. 消費者接近と農家手取り向上のための販売事業の見直し  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全・安心な「JAアーランド」の確立（生産履歴記帳の徹底・充実、直接販売の拡大）</li> <li>・農家手取り向上策として国産農産物売場の確保、中間流通コスト削減、販売事業システムの見直し</li> <li>・販売システム見直しのため、機能分担・適正要員体制・施設見直しの実施、収支改善目標の設定</li> </ul>                  |
|   | 3. 生産者とりわけ担い手に実感される生産資材価格の引下げおよび担い手への個別事業対応の実施  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・JAは物流合理化の実施、価格調査にもとづく弾力的な価格設定、担い手や集団への一括購入条件等の合意形成を実施</li> <li>・全農は競合品の地域別価格設定と大口需要者向け規格の開発・普及を実施</li> <li>・JA・全農は個別対応する担い手を定め、出向く事業体制の整備、事業対応の実践</li> <li>・関係連合会等との連携</li> </ul> |
|   | 4. 拠点型事業（物流・農機・SS・Aコープ）の収支改善と競争力強化  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県域マスタークリエイションにもとづき、改革本部はJAへ提案、実践支援</li> <li>・17年度までに収支均衡を実現することを基本</li> </ul>   |
|   | 5. CE等共同利用施設の運営改善   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・JAはCE等共同利用施設の収支把握し、運営改善（利用率向上、適切な利用料の設定、施設の再編、受益組織への移管等）</li> </ul>   |
| 3<br>つ<br>の<br>財<br>務<br>目<br>標   | <b>【経済事業の部門損益】</b>  |   |
|   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ すべてのJAにおいて「農業関連事業」は共通管理費配賦前事業利益段階、「生活その他事業」は純損益段階（営農指導事業分配賦後税引前当期利益）段階で、中央本部が定める年次までに収支均衡・改革本部は年1回進捗状況を把握</li> <li>○ 赤字幅が大きく改善に緊急を要するJAは改革本部が個別支援を実施（改革本部が優先的に改善を支援するJAの基準は中央本部で決定）</li> </ul> |   |
|   | <b>【経済事業子会社の目標】</b>   |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ すべての経済事業子会社（JAの出資比率50%以上の会社）は中央本部が定める年次までに赤字解消</li> <li>○ 実質債務超過、繰越欠損会社で黒字化・債務超過解消が困難な会社は清算も視野に再構築計画を策定</li> <li>○ 改革本部は年1回進捗状況を把握、再構築が必要な子会社の再構築計画を微取・確認</li> </ul> |   |   |
| <b>【経済事業の財務改善】</b>  |   |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自己資本基準（固定比率）・他部門基準超過JAは経営改善計画を策定・実践、改革本部は進捗状況を把握</li> <li>○ 基準超過JAの新規投資は中央本部が定める基準を遵守</li> <li>○ JAは、施設の実態を把握し、減損会計導入時までに有効活用または計画的な減損処理を実施</li> </ul>               |   |   |

### （3）職員数の適正化

団塊世代の大量退職を迎える、最も重要な経営資源である要員の適正確保が課題となることから、注力すべき事業・活動分野を明確にしながら、必要な職員体制（人数・能力）を見通して、所要の人材を新規・再雇用等で確保する一方、抑制を基調に職員数の適正化をはかります。

### 3. 利用者基盤の拡充を追求する信用事業

J Aバンク岩手は、「利用者基盤拡充を徹底的に追求する」との基本方向は変わらないものの、郵貯銀行、他金融機関等との競争が激化するとともに、内部統制監査・新B I S規制の導入等により、信用事業の態勢整備コストはますます増加すると想定され、一層の収益力向上と経営効率化および経営体質の強化が求められています。

J Aバンク岩手が競争を勝ち抜く必要条件は、「組合員・利用者との関係強化」と「スケールメリット」の両立であり、このため、J Aによる「組合員等との対面性機能・関係強化」と連合組織による「スケールメリット実現・後方支援機能」の一体性をより強化する方向で取り組みます。

また、その取り組み方法は一律ではなく、地域の特性やJ Aの実情に応じ取り組みます。

「次期 J Aバンク岩手中期戦略（平成 19 年度～平成 21 年度）」において、

- (1) 信用事業の体制強化
- (2) J Aバンク岩手で取り組む利用者基盤の拡充
- (3) 「経営数値目標」の達成
- (4) J Aバンクローンの伸長等による収益力の向上
- (5) 経営・業務の効率化
- (6) 不良債権処理の促進
- (7) 複数の事業方式の検討

に重点的に取り組むこととし、具体的には同中期戦略で整理します。

#### (1) 信用事業の体制強化

J Aバンク岩手は、次の取り組みを中心に、体制を強化し利用者のニーズに応えていきます。

- ア. 本所（店）および支所（店）の体制の充実と機能の強化
  - イ. 渉外体制の強化
  - ウ. 窓口業務の強化

#### (2) J Aバンク岩手で取り組む利用者基盤の拡充

J Aバンク岩手は、次の取り組みを中心に、多様な利用者のニーズに応えていきます。

##### ア. 農業担い手支援

J Aバンク岩手の最重点事項として農業の担い手支援に取り組みます。

- ① 担い手金融リーダーを軸とした体制整備
- ② 担い手に対する金融商品提供
- ③ 政策金融改革への対応
- ④ 経営改善・再建が必要な農業者等に対する再生支援

##### イ. 大口利用者対策

J Aは、次の取り組みにより、大口利用者に対応します。

- ① JAオリジナル商品の開発・提供および顧客対面性機能の発揮による囲い込み
- ② 預かり資産増強策の展開(ニーズ・体制のあるJAにおける個人国債・投信販売等)

#### **ウ．年金受給者対策**

JAは、次の取り組みにより、年金受給者（受給予定者含む。）に対応します。

- ① 団塊の世代等をターゲットにした金融商品の提供・相談機能の発揮
- ② JA利用メリットの提供による年金受給者の囲い込み

#### **エ．幅広い利用者をターゲットとした利用者基盤拡充策**

JAは、カード戦略のなかで整備されたインフラを活用し、地域の実情に応じて利用者の基盤を拡充します。

### **(3) 「経営数値目標」の達成**

JAは、信用事業にかかる経営数値目標を設定し、取り組みます（新BIS規制等の新たな諸規制を踏まえ、目標とする項目を見直します）。

### **(4) JAバンクローンの伸長等による収益力の向上**

JAは、ローン推進にかかる取り組みの強化によりローンの伸長をはかります。

### **(5) 経営・業務の効率化**

#### **ア．店舗・ATM・渉外体制等利用者との接点のあり方**

JAは、「存置最低基準」をクリアしたうえで、ATM・渉外体制等利用者との接点のあり方を見直します。

また、諸制度を活用した、新たな店舗のあり方についても検討します。

#### **イ．次期JASTEMシステムを含めた共通インフラの整備**

JAバンク岩手は、次期JASTEMシステムを含めた共通インフラの整備を行います。

### **(6) 不良債権処理の促進**

平成17年度から取り組んでいる不良債権処理の促進に引き続き取り組みます。

### **(7) 複数の事業方式の検討**

JAバンク岩手は、利用者の多様なニーズに対応するためJAの強みである「対面性機能」の維持・強化をはかりつつ、他業態との競争に勝ち抜くため、JA段階における信用事業の態勢整備・リスク管理について、複数の選択肢を検討します。

#### 4. 組合員・利用者の信頼と期待に応えるJA共済

J A共済は、組合員・利用者の信頼と期待に応えて最良の保障を提供するという事業活動の積極的な取り組みを通じて、豊かで安心して暮らすことのできる地域社会づくりに貢献します。

また、「次期JA共済3か年計画（平成19年度～平成21年度）」においては、

- (1) 事業基盤の維持・拡大に向けた対応
- (2) 多様化する組合員・利用者へのニーズに対応した保障提供
- (3) 利用者満足度を高めるサービス提供力の強化
- (4) 組織活性化に向けた人材育成の取り組み
- (5) 地域とのつながりの強化に向けた地域貢献活動の展開
- (6) 健全性・信頼性向上への取り組み強化
- (7) 「JA・連合会の事業実施体制の再構築」の着実な実践

に重点的に取り組むこととします、具体的には、同3か年計画において整理します。

##### (1) 事業基盤の維持・拡大に向けた対応

J A共済は、「全戸訪問活動」等を通じた次世代・ニューパートナー対策の積極化により事業基盤の維持・拡大に取り組みます。

##### (2) 多様化する組合員・利用者へのニーズに対応した保障提供

J A共済は、「全戸訪問活動」を通じ、ニーズが顕在化している生存保障分野の取り組みや自動車共済の取り組みを強化することで、「ひと・いえ・くるまの総合保障」の確立をはかります。あわせて、担い手の多様なニーズに対応しています。

##### (3) 利用者満足度を高めるサービス提供力の強化

J A共済は、利用者満足度の向上に向けて、推進活動・事故処理サービス等のあらゆる利用者接点におけるサービス提供力の強化に取り組み、民簡保に対する競争力を強化します。

##### (4) 組織活性化に向けた人材育成等の取り組み

J A共済は、農業協同組合の理念を踏まえた共済事業の使命の理解や、共済事業における専門的な知識・能力の向上のため、共済部門におけるJA職員育成体系の見直し・強化をはかるとともに、今後のJA共済事業を担う中核的な職員の育成に取り組みます。

また、連合会にあっては、JAに対する支援・指導の強化をはかるため、職員の専門能力の向上に取り組みます。

##### (5) 地域とのつながりの強化に向けた地域貢献活動の展開

J A共済は、組合員・地域住民が住み慣れた地域で健康で安心して暮らせる豊

かな環境づくりに貢献するために、共済事業と相互に機能する社会貢献活動を拡充することとし、組合員・地域住民参加型の高齢者・身障者福祉活動、交通事故対策活動、健康管理・増進活動等を通じて、地域社会とのつながりを強化します。

#### (6) 健全性・信頼性向上への取組み強化

J A共済は、組合員・利用者の期待と信頼に応えていくために、コンプライアンス態勢の確立をはかるとともに、共済責任の履行と事業の健全性・信頼性の向上をはかるリスク担保力の増強、リスク管理態勢の強化を目指します。

これにより、磐石な経営基盤を確立します。

#### (7) J A・連合会の事業実施体制の再構築の着実な実践

J A共済は、組合員・利用者の期待と信頼に応えていくために、J Aと連合会を通じた事業実施体制の再構築を着実に実践していきます。

また、連合会における機能強化をはかるとともに、より一層の業務改善・効率化に取組みます。

## 5. 地域で信頼され健康と暮らしを支える厚生事業

組合員と地域住民がいきいきと元気に安心して暮らすことができるよう、健康増進活動や高齢者福祉活動に市町村・関係機関等との連携のもと取り組みます。

### (1) 健診活動や健康教育活動の取り組み強化

疾病的早期発見・健康増進をめざし、健診専門施設として利用しやすく信頼される事業を、関係機関との連携のもと次の内容に取り組みます。

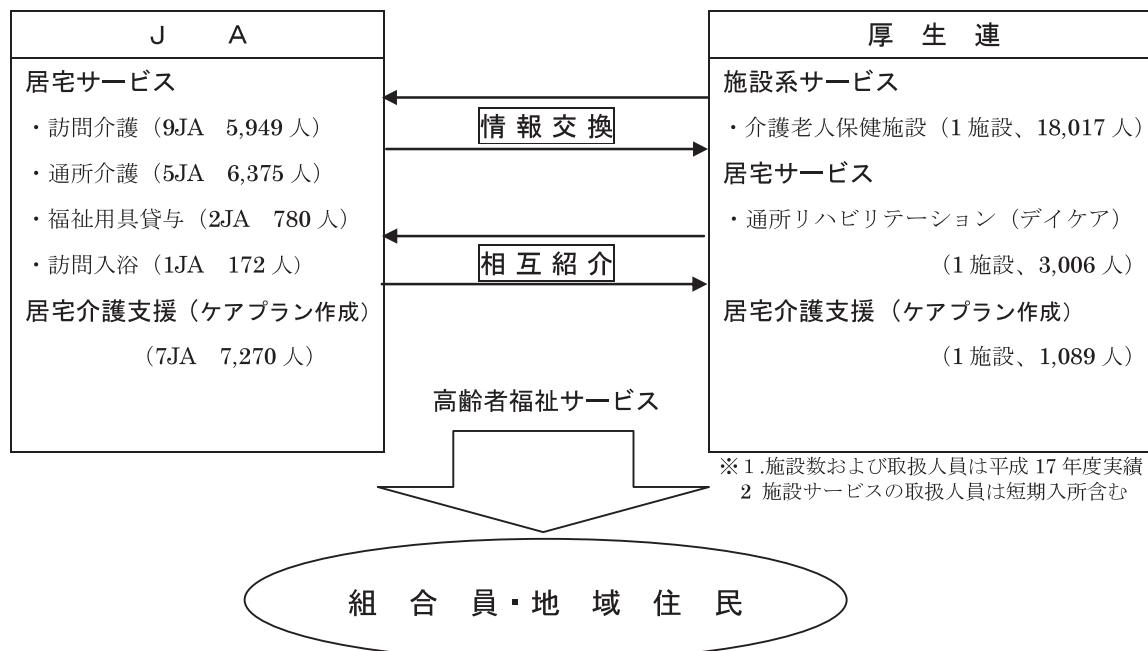
- ① 一日人間ドック、シニア・レディースドック受診者の拡大
- ② ニーズに合った検査内容の提供
- ③ 健康情報の提供と生活習慣改善の支援

### (2) 高齢者福祉活動や介護サービス提供の取り組み

少子高齢社会に対応するため、JA高齢者福祉活動や介護保険事業の適正運営に努めるとともに、JAが行う居宅サービスと厚生連が行う施設サービスとの連携により、良質な介護サービスの提供と地域介護力の強化に取り組みます。

- ① JA高齢者福祉活動の展開
- ② 介護保険事業の適正運営
- ③ 地域介護力の強化支援

#### 【解説】JAと厚生連との高齢者福祉サービスの連携



## 6. JAが確立すべき経営管理体制の実現

万全な経営を確立するため、役員選出のあり方等の見直し、人事諸制度の確立、職員研修の充実、組合員等の課題・ニーズの把握を通じた組合員意思のJA運営への反映、部門別・場所別損益管理に基づく計画経営の徹底、適切な内部統制の確立等、JAの経営資源を最大限効果的に活用することが可能となる経営管理体制を確立します。

### (1) 役員選出のあり方等の見直し

J A等の役員は、経営者としての責務と高い使命感、誠実性、透明性、独立性、公正性等の資質を求められる極めて重要かつ高度な職位です。このため、広域合併や連合会統合の進展を踏まえて、業務を執行する常勤理事をはじめ、経営管理委員、非常勤理事、常勤・非常勤監事それぞれにふさわしい資質を有する者を選出する取り組みをすすめるとともに、役員定年制・任期制の導入をすすめます。

加えて、担い手をはじめとする組合員各層の意見を反映しうる役員体制とします。

**【参考】役員の定年制・任期制について（平成18年8月7日JAいわてグループ組織整備審議会答申）**

### 役員の定年制・任期制について

#### 1. 役員の定年制・任期制の導入

J Aグループ内における役員の定年制・任期制については、全国的に着実な広がりをみせているが、県内における同制度導入JAは、3JAに止まっている。

については、本県においても導入が促進されるよう、中央会が率先して同制度を導入すること。

#### 2. 定年制・任期制の対象

定年制・任期制の対象となる役員は、会長、副会長および常務理事とする。

#### 3. 定年制・任期制の基準

##### (1) 会長・副会長

会長および副会長は、その就任の日における満年齢が72歳未満の者とする。

##### (2) 常務理事

ア、常務理事の任期は2期6年以内、または満65歳到達直後の総会時点のいずれか早い時点とする。

イ、会長が特に必要と認めた場合は、1期3年以内に限り例外的な取り扱いができるものとする。

#### 4. 実施時期

平成20年6月の次期役員改選期に合わせて実施すること。

## (2) 人事諸制度の確立

### ア. 人事労務基本方針の策定と取組体制の整備

J Aのビジョンや経営計画実現に向けて、J Aの職員一人ひとりがJ Aのビジョンに共感し、当事者意識と納得感をもって仕事をするために、すべてのJ Aにおいて、ビジョンや経営理念に沿った人事労務基本方針を策定します。

また、人事労務基本方針の策定にあたり、職員の意識調査を実施するとともに、人事労務管理の高度化に向けて人事担当部署等の体制を整備します。

### イ. 能力主義人事制度を中心としたトータル人事制度の確立

すべてのJ Aにおいて、人事労務基本方針に沿い、それぞれのJ Aの状況に応じて、能力主義を基本としたトータル人事制度の導入およびその高度化をはかります。

### ウ. 計画的な職員の育成

すべてのJ Aにおいて、職能資格制度等の人事諸制度と連動した職員教育研修体系を構築します。

また、職員の研修受講義務を明記した教育研修規程を制定し、教育研修や人材育成が経営層・管理職層の重要な業務の一部であることを明確に位置付けます。

そのうえで、事業の高度化・専門化に対応するための研修や教育研修体系に基づく職能資格等階層別研修の実施、異動ローテーションのルール化とルールに基づく職員の能力開発等、計画的な職員育成をはかるとともに、管理職の登用基準と事業ごとの任用基準を設定・運用し、専門業務経験を有する管理職の配置をすすめます。

また、中堅職員を中心に、人事交流に積極的に取り組みます。

なお、女性職員の適正評価と能力開発による女性管理職の登用に積極的に取り組みます。

## (3) 役職員研修の取り組み強化

### ア. 戦略の企画・立案ができる人材育成

戦略の策定、企画・立案を行う人材を育成します。

このため、こうした人材育成に向けた人事制度上の位置づけを明確にするとともに必要な研修機会を確保します。

県中・全中は、連携して、毎年400～600名程度の育成が可能となるようなJ Aの中核を担う職員研修の実施に向けて、実施体制の整備をすすめます。

### イ. 役員研修の強化

役員研修については、対象者を区分して研修を実施することを基本に、トップマネジメントとリーダーシップの発揮のための常勤理事研修の強化、新任常勤理事研修の統一的な実施、義務化をすすめます。

## ウ. JA理念共有化の取り組み

JA改革を担う役職員には、協同組合運動に対する深い理解を持ち、協同組合運動の基本理念を踏まえた専門性の高い事業・活動を展開できる能力が求められていることから、「JAの使命」や「JA綱領」をテーマに役職員自らが事業・活動とJA理念との関係等について考えることのできる研修を実施するなど、JA理念の共有化にかかる取り組みをすすめます。

### (4) 組合員等の課題・ニーズの把握と的確な対応

すべてのJAにおいて、組合員にとどまらず利用者・地域住民・消費者等できるだけ広く、事業の推進に関することだけでなく、JA経営、地域におけるJAのあり方等について、ニーズやJAに対する課題認識を把握し、的確かつ迅速に対応します。

そのため、次の取り組みを行います。

ア. 日常的な事業活動における組合員等対応のほか、総会・総代会、集落座談会、各種組合員組織活動、組合員全戸一斉訪問、アンケート・各種調査等、さまざまな機会を通じた情報収集による組合員等の課題・ニーズの把握

イ. 各事業を横断した苦情・相談対応窓口の設置と、受け付けた苦情・相談等を含めた課題やニーズを、JAが組織的に受け止め、組織として情報を共有化し、対応する仕組みの構築

- ① 「苦情・相談処理対応要領」等、内規の整備
- ② 苦情について、JAの経営層が直接知り得るための受付・対応態勢を整備するなど、集約した情報の扱いのルール化
- ③ 苦情・相談等すべての課題やニーズに対する対応期限の明確化

ウ. 課題・ニーズや情報の集約・対応指示部署の明確化

### (5) 場所別・部門別損益に基づく計画経営の徹底

すべてのJAにおいて、金利の見通し、共済の満期到来、担い手への農業生産の集中、農畜産物の生産・消費見通し、品目横断的政策等の影響を勘案して経営収支シミュレーションを実施するとともに、進捗管理に基づき対応策を策定し、早期・確実に実践します。

なお、中期計画または事業計画策定に当たっては、保守的な見通しに基づく不良債権処理、事業伸長の具体策等を必ず盛り込むほか、収支見込を固めに見積もるなど、厳しい情勢を踏まえた堅実な計画を策定します。

このため、計画の策定および進捗管理においては、引き続き場所別・部門別損益を把握し、事業利益等を重視した経営管理（計画策定、期中管理、結果評価）を行います。

## (6) 内部統制の確立

### ア. 内部統制システムの整備

すべてのJA・連合会において、業務改善・効率化、法令遵守の徹底による経営の信頼性向上および今後導入が想定される経営者による内部統制評価報告書の作成と内部統制の有効性監査（外部監査）に対応するため、内部統制システムの整備に取り組みます。

このため、中央会・連合会は、JA自らが有効性の評価を行い、業務改善やリスク管理強化を可能とする内部統制システムを整備するため、取組方針・方策を策定のうえ、次の取り組みを通じてJAを支援します。

- ① 内部統制評価手法の確立と提供
- ② 業務プロセスの文書化と標準化指導
- ③ IT統制にかかる必要な支援
- ④ 中央会による集中研修等JAの内部統制推進担当者の育成・支援

### イ. 監事監査・内部監査の強化

監事は、JA監事監査基準に則して行動し、監査の実効性の確保に努めます。

常勤監事は、常勤役員としての役割を果たしうるよう、監事監査基準に基づき、監事監査計画を策定して必要な往査を確保し、監事監査機能を強化します。

また、地域の実情を踏まえつつ、資質・経験を有する常勤監事・員外監事を登用します。

内部監査については、内部統制システムの整備に合わせて内部監査の取り組みを強化します。

### ウ. 倫理法令遵守（コンプライアンス）風土の確立

倫理法令遵守を経営姿勢の基本におき、不祥事を誘発させないように内部統制を徹底するとともに、常にコンプライアンス態勢の強化に配慮した運営を続け、組織価値を高めます。

## (7) 情報システム対策

「JA岩手県第5期電算情報化計画」の実践を通して、システム機能の強化、競争力確保のための基幹業務対策・事業間連携対策、JAいわてグループにおける経営基盤強化方策の実現のためのシステム対策に取り組みます。

また、JA次期電算情報化基本計画、JA次期管理・経済業務システム開発基本計画の策定・実践と内部統制にかかる社会的要請への対応をにらんだITにかかる統制対策に取り組みます。

### ア. システム対策

#### ① 管理・経済業務システム

場所別・部門別損益管理等経営管理機能の強化と事業運営の効率化に向け、経済事業改革、米政策改革、法制度等へのシステム対策および新たな組織再編にかかるシステム開発・移行に取り組みます。

また、現在実践中のJA新管理・経済業務システム開発基本計画が平成21年度末に終了することから、新たな組織再編等に対応する次期管理・経済システム開発基本計画を策定し、開発に取り組みます。

## ② 信用事業システム

JASTEMシステムの活用を前提に県補完システムの機能を役割分担に応じた機能に整備します。

3県共同運営については、次期JASTEMシステム更改（平成22年）まで継続するとともに、以降の運営のあり方について検討を行います。

## ③ 経済事業システム

生産履歴データベースシステムの拡充により、純情農産物の栽培履歴情報を蓄積し、純情産地の安全安心情報として活用をはかります。

また、事業の広域化に向けたシステムの構築に取り組みます。

## ④ 共済事業システム

JA共済ネットシステム2006の安定稼動に万全を期すとともに、情報漏洩リスクに対するセキュリティ対策の徹底と契約者サービス・窓口対応力の強化に向けたシステムの有効活用・促進をはかります。

また、次期共済ネットワークについて、関係団体と検討・協議を行い、平成20年度末までにネットワークの再構築をはかります。

### イ. JA次期電算情報化基本計画の策定

現行のJA岩手県第5期電算情報化基本計画が平成20年度末に終了することから、新たな組織再編、JAグループの情報化対策等を踏まえ、JA次期電算情報化基本計画の策定に取り組みます。

### ウ. ITにかかる統制対策

内部統制におけるITへの対応については、社会的要請および重要性を踏まえ、情報セキュリティ対策および事業継続計画を優先的に取り組みます。

## 7. 中央会・連合会の組織・事業運営の見直し

### (1) 中央会

平成 18 年 2 月に策定した「JA 岩手県中央会の改革に関する行動計画（平成 18 年度～平成 22 年度）」に基づき、全中との一体的運営・事業統合の強化、連合会・県本部との連携強化を一層すすめるなど、中央会の改革をすすめます。

また、事業の優先度・重要度に応じて、限られた予算・要員の効果的な配分を行なうため、実績評価を重視した事業計画の策定に取り組みます。

#### ア. いわて農業の将来を支える担い手育成の推進

米・園芸・畜産のバランスのとれた総合産地の特性を活かし、将来にわたって「純情産地いわて」を確立していくためには、品目横断的政策の導入を契機とした担い手の育成が急務となっています。

従って、いわて農業を支える担い手の育成を、中央会営農事業の最重点指導事項として集中的に取り組むとともに、担い手に対する経済事業対応の強化等、担い手の経営確立を支援します。

#### イ. 強固な JA 経営基盤の確立

地域農業の振興と地域社会に貢献できる強固な JA 経営基盤を確立するため、引き続き JA 改革の徹底を期すとともに、経営基盤が脆弱な JA の早期解消に向けて、JA 合併の推進等経営健全化対策に経営資源を重点配置するなど、中央会の総力を挙げて取り組みます。

#### ウ. 全中との一体的運営の強化

事業の重点化・効率化を一層すすめるため、内部統制構築への取り組みや法令・税務・会計指導等の経営指導、教育事業等において、全中との一体的運営を進めます。

#### エ. 事業の実績評価

中央会は、会員組合の意見を踏まえ、事業の重点化、限られた予算・要員の効果的配分を継続的にすすめていきます。

このため、事業の成果を自ら評価し会員に公開したうえで、会員から事業ごとの評価を受ける仕組を構築するなど、全中の取り組み内容を踏まえて、実績評価を重視した事業計画を策定します。

#### オ. 組織体制等

全中との一体的運営の徹底、関係連合会との連携強化等による効率的な事業運営に努め、機能発揮に必要な要員と賦課金を確保することを基本としつつ、賦課金総

額の縮減をはかります。

また、全中との組織統合のあり方については、全中の「中央会改革に関する行動計画策定の考え方」（平成18年3月）に基づき、平成18年度から平成22年度までの行動計画期間中においては、原則として現行どおり、県中・全中による中央会体制としますが、可能な限り徹底して中央会事業の一体的運営をすすめます。

#### 【参考】中央会改革に関する行動計画策定の考え方（平成18年3月8日 全国農業協同組合中央会）

## 2 中央会改革に関する行動計画策定にあたっての総括的な考え方

### （1）基本となる考え方

中央会に今日的に期待される役割や機能、選択と集中、事業の重点化と効率化、総合性と高度・専門性の発揮等の視点をふまえ、改革に取り組む。

県域の代表・総合調整機能を確保するため、行動計画期間中においては、原則として現行通り、各県中・全中による中央会体制とするが、可能な限り徹底して中央会事業の一体的運営を進める。

併せて、中央会事業の一体的運営およびJAグループ全体を通じたガバナンス強化の必要性、ならびに、JAを取り巻く環境を踏まえ、全ての県中が必ず実施する事業を定める。

### （2）事業等の重点化・効率化と県中・全中の一体的運営等の確保

#### ①各中央会による意思決定を前提とした一体的運営

財源・人員確保、意思決定は各中央会によることを前提に、県中・全中の一体的運営や事業統合に取り組み、中央会全体として事業の重点化、経営資源の効率的配置を進める。

#### ②全ての県中が必ず実施する事業、体制

事業実施のためには体制を確保する必要があることから、全ての県中が必ず実施する事業は、組織的協議を経て、総括的、中期的に決定する必要がある。

このため、全ての県中が必ず実施する事業は、原則として、次の三分野とし、その概要を本資料で提示する。

- ①「組合の組織、事業および経営の指導に関する基本方針（以下『基本方針』）」に掲げる指導事業。なお、基本方針は19年3月全中総会で第24回全国大会決議を踏まえ所要の組替えを行う

- ②監査事業

- ③代表・総合調整機能

なお、全ての県中が必ず実施する事業の実施状況を踏まえ、必要に応じて、全中が県中と事業計画等につき協議する。

また、一県一JA等JA数が僅少な県中については、例外を設ける。

#### ③県中・全中の事業計画の調整

一体的運営を確保すべく、県中・全中の事業計画策定段階での詳細なすり合わせ、情報共有を進める（中央会各事業の性格や各県中の体制の違いにより、事業計画すりあわせ等の必要性の程度は異なることから、これを踏まえて進める）。

#### ④より高度な県中の事業、体制

全ての県中が必ず実施する事業、備える体制を整備している県中においては、これに加えて、会員組合等の期待と理解を踏まえて、取り組む事業範囲・体制を維持・拡充・再編する。

## (2) 信 連

信連は、県内JAと一体となり、信用事業を通じて組合員の経済的・社会的地位の向上をはかり、併せて地域農業・産業の振興や県民生活の向上に寄与する「JAバンク岩手」をめざします。

また、信連として一層の効率化と経営体質の強化をすすめるほか、JAバンクトータルとして収益・顧客基盤の拡大に向け、以下の事項に取り組みます。

### ア. 一体的事業運営の新たな機能強化

高度化・専門化する金融機能を発揮するために信連が強力にJAをサポートします。信連は県域における本店的機能を発揮し、JAの組合員・地域へ貢献するための収益基盤の確立に向けた一体的事業運営を行います。いわゆる、実質的に「ひとつの金融機関」として機能する取り組みを行います。

具体的には、「ひとつづくり」のための強化策支援、経営改善・体制整備に向けた取り組みへの指導・支援、不良債権処理促進および新BIS規制等新たな規制への対応、金融店舗戦略への指導・提言等に取り組みます。

また、ローンセンターと事務集中センターのさらなる活用促進等によりJAバンク岩手全体として効率化をはかります。

### イ. JA信用事業の収益力向上と顧客基盤の拡充

J Aが地域で最も愛され、信頼される金融機関になり、その地域になくてはならない存在になるために信連が強力にサポートします。

具体的には、地域の方が安心して利用できる貯金やローン商品の提供、農業担い手への金融対応強化等により組合員や地域の方の利便性向上をはかることに対して支援します。

また、年金をはじめとした各種決済機能と大口利用者に対する国債・投信等、幅広い金融商品の提供・相談機能の発揮を通じて利用者基盤の拡充に向けた支援を行います。

さらに、JAによる「組合員等・利用者との関係強化」のため、渉外・窓口担当者の育成に対して支援します。

### ウ. 経営体質の強化と安定的収益力の維持

信連は、金利上昇による調達コストの増加や新BIS規制に対応する統合的なりスク管理態勢の構築、さらには内部統制確立の要請等に適切に対応しうるため経営体質の強化をはかります。

具体的には、JA資金動向の的確な把握による安定的な貯金確保と既取引先の深耕開拓等による融資基盤の拡充および預け金の安全運用と有価証券の適正運用の実施による安定的収益力の維持を適切なリスクマネジメントのもと取り組みます。

## 工. 経営資源の効率化と有効活用

信連は、取り組むべき事項を確実にすすめていくために、また、限られた経営資源で最大の成果を得るために、業務の選択と集中による経営資源の効率化と有効活用をはかります。特に幅広い視野に立った金融スペシャリストとしての人材育成をはかり、少数精鋭のもと組織運営に取り組みます。さらに、管理費の削減、業務の効率化等に努めます。

## 才. 組織形態について

J Aの自己責任経営等の経営諸課題に対する取り組みは、今なお途上にあり、JA経営は依然として厳しい状況にあります。さらに、JAいわてグループとして新たな組織再編（県下6JA構想）に取り組む方向であることから、過去2回のJA岩手県大会決議を踏まえつつ、JA・連合組織間の機能分担見直しをはかりながら、引き続き効率化信連として、JAと一体となり、諸課題解決に努めることとします。

### 【解説】信連の組織形態に関するJA岩手県大会の決議

第39回大会の決議内容「JAの経営諸課題や統合条件が整い次第全国連との統合に移行する。」  
第40回大会の決議内容「JAの自己責任経営等の経営諸課題に対する取り組みは途上にあるため、平成18年度までは引き続き効率化信連として、JAと一体となって課題解決に取り組む。」

### (3) 全農県本部

全農県本部は、「新生プラン」に沿った事業改革を実践することにより、生産者・消費者双方の信頼を一層確立し、事業・組織・経営の強化をめざします。

また、JAの経済事業改革と全農改革を車の両輪とし、JAいわてグループ経済事業改革の総仕上げに取り組みます。

#### ア. 「新生プラン」に基づく全農事業改革の実践

生産者・JA・消費者の信頼構築に向け、「全農グループの経営理念」（平成17年9月制定）を具現化する「新生プラン（改善計画）」（平成17年12月）に沿った事業改革を実践することにより、生産者・消費者双方の支持を得た事業・組織・経営の構築をめざします。

##### ① 組合員のために最大の奉仕をする観点からの事業の検証・見直し

新生プランで掲げた「5つの使命」を果たすため、事業の選択と集中、経営の合理化・効率化により、新生全農として地域軸を重視した事業体制を構築します。

とりわけ、「担い手への対応強化」に重点的に取り組み、専任部署をJAとともに設置し、JAとの連携のもと出向く体制を構築します。

##### ② 子会社の管理態勢の強化、事業の検証・見直し

子会社の効率的事業機能の発揮と経営の確立を目的として、子会社管理を抜本的に強化します。

##### ③ 法令遵守態勢の確立を含む内部管理態勢の強化

内部監査態勢を強化するとともに、法令遵守意識の高揚を第一義とする内部統制システムを改めて構築し、リスク管理、コンプライアンス遵守態勢を確立します。

#### 【解説】全農グループの経営理念

私たち全農グループは、生産者と消費者を安心で結ぶ懸け橋になります。

私たちは「安心」を3つの視点で考えます。

- 営農と生活を支援し、元気な産地づくりに取り組みます。
- 安全で新鮮な国産農畜産物を消費者にお届けします。
- 地球の環境保全に積極的に取り組みます。

## 【解説】新生プランに掲げる全農の5つの使命

### 使命1. 担い手への対応強化

- 生産資材等の大口割引の拡大、大口ロット条件の向上など、担い手価格条件と大型規格商品の拡充
- 集落営農組織の法人化等に当たっての出資
- 担い手に出向く営農指導、経営管理支援（よろす相談窓口の設置など）ならびに契約販売提案・低コスト資材提案等の支援体制づくりをつうじた担い手対応の強化

### 使命2. 生産者・組合員手取りの最大化

- 【流通コストの削減】米穀の流通コストや農産物の物流コストの削減
- 【手数料の見直し】米穀の手数料体系および園芸販売手数料（JA・県本部）の販売機能に対応した見直し
- 【事業機能強化による安定的な販売先の確保】
  - ・園芸事業における事前値決め方式等の拡大（取引先）および契約取引の推進による買取販売の拡大（生産法人や大規模農家）を通じた手取り安定化への寄与
  - ・直販事業（全国本部の園芸・食肉）の会社等を通じたコスト削減と販売量・販路の拡大

### 使命3. 消費者への安全で新鮮な国産農畜産物の提供

- 生産履歴が明確なJA米の安定的取引の拡大、全農安心システム商品の取引先の拡大ならびに、Aコープ店舗を販売拠点に位置付けた国産農畜産物の販売拡大

### 使命4. 生産者・組合員に信頼される価格の確立

- 肥料農薬ほか生産資材について、「生産資材コスト低減チャレンジプラン」の策定等を通じた手数料の引き下げと全国・県本部の手数料の一本化
- 地域別飼料会社への機能集約（商流の短縮と工場の集約・再編）によるコスト低減

### 使命5. JA経済事業収支確立への支援

- 肥料農薬ほか生産資材等について、広域物流成功事例の一層の拡大によるJAグループを通じた物流コストの削減
- 農業機械事業について、JA・県本部の事業運営一体化による収支改善
- Aコープ事業について、JA店舗の県域会社への移管と県域会社の広域会社への再編

## ④ 全農新生プランの実践に向けた事業体制の構築

現行の県本部・全国本部単位での収支均衡性を見直し、平成19年度から事業単位・県本部単位を組み合わせた経営管理に移行します。

それを通じて、担い手等農業構造における環境変化に対応し、県域を越えた事業展開を機動的に実施するとともに、事業単位の競争力強化とそのための事業単位での最適な投資を実践します。

## イ. JA・全農県本部を通じた経済事業改革の実践

農業構造・農産物流通の変革等の環境変化を克服するため、JA・全農県本部を通じた事業システムの見直しをするなど事業改革に取組みます。そのなかで、事業競争力と組合員利用を分析し、それらが低い事業については撤退も含め「選択と集中」を徹底します。

### ① 生産資材事業の競争力強化

担い手専任担当者の設置や大口向け対応等により、JAの生産資材部門の利益率が低下することが想定されます。このためJAと連携し、物流など後方支援機能について徹底した合理化をはかるとともに、大口奨励・大型規格等の価格条件対応、人材育成の支援を行ないます。

### ② 販売事業改革の実践

卸売市場改革など農産物流通構造変革に対応するため、販売事業改革をすすめ、販売事業について、産地の実態に基づいた事業方式を構築し、生産者手取りの最大化に取り組みます。

#### (4) 全共連県本部

J A共済連岩手は、県下J Aとの連携のもと、組合員・利用者へ、ライフスタイルに調和した保障の最適化による安心と満足を提供するため、共済事業を取り巻く環境変化に対応し、事業実施体制の再構築を着実に実践します。

また、今後も付加収入の減少が予想されることから、顧客サービスの強化に必要な財源およびJ A経営に資する財源の確保に向け、必要な事業量の確保に取り組むとともに、更なる業務のスリム化・効率化に取り組みます。

##### ア. 県本部における機能強化の着実な実践

###### ① J A支援・指導の強化

J Aの組合員・利用者への対応力強化のため、県本部職員の専門能力を高め、普及推進、事務指導、体制整備等のJ A支援・指導のさらなる向上をはかります。

###### ② 事業実施体制再構築の実践・定着

自動車損害調査機能については、J Aと連合会の機能分担見直しの着実な実践により事故処理サービスの改善・充実をはかります。

また引受審査業務については、平成18年9月から引受センターに移行されていますが、J Aと引受センターとの業務連携の円滑化・定着化に取り組みます。

##### イ. 健全性・信頼性の確保

###### ① コンプライアンス態勢の強化・徹底

J A・連合会双方における一層のコンプライアンスの徹底をはかり、不祥事の未然防止等に向けた取り組みを強化します。

さらに組合員・利用者の視点に立った各業務プロセスの見直しと各業務内容の検証態勢の確立をはかり、J A共済の信頼性向上に取り組みます。

###### ② 連合会内のリスク管理態勢の強化

共済事業における各種リスクの的確な把握を行うとともに、事業実施体制の再構築を踏まえた内部監査機能の全国一元化の円滑な実施に取り組みます。

##### ウ. 一層の業務改善・効率化に向けた取り組み

事業実施体制の再構築の実践とその効果検証、またJ Aの共済事業実施体制の状況を踏まえ、業務の標準化・効率化および組織再編成と機能強化について検討を進めます。

##### エ. J Aにおける組合員・利用者対応強化の着実な実践

J Aにおいては、普及推進、窓口機能、自動車事故処理のさらなる向上に取り組み、また事務・保全活動の徹底により、組合員・利用者対応力の強化に取り組むこととします。

## (5) 厚生連

厚生連は、JAと一体となり、行政との連携を強化しながら事業を展開し、平成17年度に開設した介護老人保健施設の安定的運営に取り組み、組織運営の効率化を一層進めるとともに、JAいわてグループの期待に応え得る経営基盤の確立をめざします。

### ア. JAいわてグループ厚生事業の総合機能の発揮

J Aいわてグループの健康増進・高齢者福祉活動を積極的に展開するため、市町村等との連携や専門情報の発信等により、JAの取り組みを支援します。

### イ. 効率的運営に向けた機能の集約化・組織体制の見直し

事業の一層の効率的運営と県南センターも含めた機能の集約化・機構の見直しと、介護老人保健施設「ハートフルもりおか」の安定的・効率的運営をはかり、計画的人材確保、経営資源の有効活用や適正配分に取り組みます。

### ウ. 教育研修の強化による意識・行動改革と専門能力の向上

教育研修制度・目標管理制度による取り組みを強化し、職員の意識・行動改革や専門知識・技能の向上を促進し、要員の少数精鋭化による専門的体制の構築に引き続き取り組みます。

### エ. 健全化計画の実践と経営基盤の確立促進

経営健全化計画に基づき、効率的な資金計画・管理と安定的収益確保に努め、賦課金については、縮減による事業運営をはかります。

### オ. 施設運営の整備促進

計画的・効率的に健康管理センターの改修・整備をすすめます。

## V. JAにおけるビジョン・戦略と「食と農を結ぶ活力あるJAづくり3か年計画」の策定・実践

### 1. ビジョンと戦略に基づく「食と農を結ぶ活力あるJAづくり3か年計画」の策定

以上の実施事項に取り組むにあたり、JAはJAいわてグループのビジョンと主要な取り組み等を踏まえ、将来到達・実現したいと考える姿としてのビジョンとその実現のための戦略を策定します。

JAは、それぞれのおかれた環境のもと、自主性・自立性をもって、組合員のニーズや期待をとらえ、多様な地域実態を踏まえて、地域における役割、注力すべき事業・活動分野を明確にします。中央会・連合会はJAの多様なビジョン・戦略に対応して補完機能を発揮します。

中央会は、ビジョン・戦略の策定につき、個別指導を通じJAを支援します。

#### (1) シミュレーションの実施

ビジョンの策定にあたり、担い手や組織基盤をめぐる大きな環境変化等をとらえるため、シミュレーション等を実施します。

ビジョン策定にあたって、経営収支シミュレーションを実施します。その際、可能な範囲で次の環境変化を反映させます。

- ① 農業生産の担い手の数の見通し
- ② 担い手以外も含めた組合員数（正准別、年齢階層別等）の見通し
- ③ 上記の①および②を踏まえたJAの事業量

#### (2) ビジョンの策定と地域における役割、注力すべき事業・活動分野等の明確化

地域における役割、注力すべき事業・活動分野等を明らかにしたビジョンを策定します。

次の点を明らかにしたビジョンを策定します。

- ① 地域における役割（組合員・地域住民等にどのように貢献していくのか。）
- ② 注力すべき事業・活動分野
- ③ 組合員加入等に関する方針（将来にわたってどのような層を念頭に組合員加入促進・資格承継をすすめるか。）
- ④ 組合員加入メリット

また、ビジョンの策定にあたっては、次の事項を踏まえます。

- ① 組合員をはじめとする地域住民等の課題・ニーズ
- ② 地域に存在する資源
- ③ JAの持つ経営資源、強み・弱み

### (3) ビジョン・戦略づくりへの役職員の参画と共有化

全役職員の参画を得てビジョン・戦略を策定するとともに、策定したビジョン・戦略を全役職員で共有化します。

全役職員の参画を得てビジョンを策定し、策定したビジョンについて、常勤役員が直接、全職員に対して説明して徹底し、役職員のビジョン実現に向けたモチベーションを高め、意思統一をはかります。

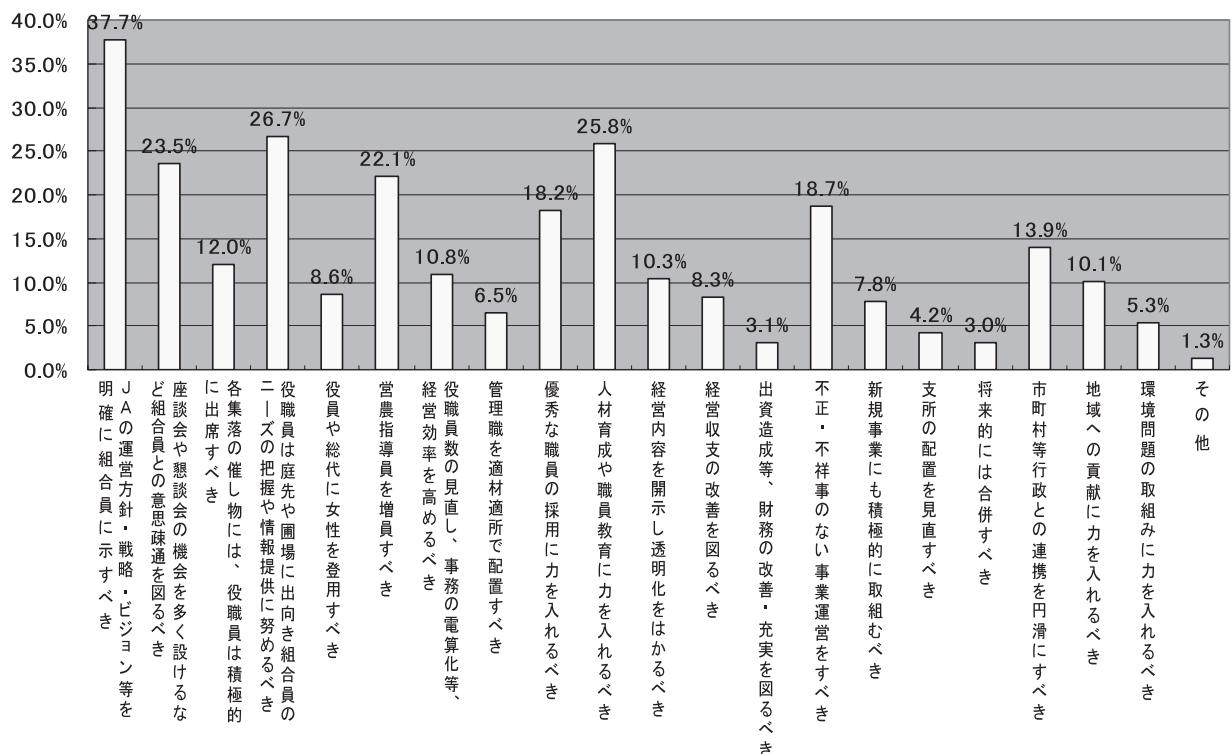
### (4) ビジョンの達成に向けた実践

ビジョン達成のための戦略に基づき、実践に取り組みます。

ビジョン達成のために実践すべき事項を事業等にかかる戦略として具体化し実践するとともに、取り組み状況を開示して評価を受け、さらなる実践に取り組みます。

【参考】JA改革に関する組合員アンケート調査結果（平成18年1月JA岩手県中央会）より

今後のJA運営にあたって必要な事項（全体）



## 2. 実践と進捗管理

### (1) 取組事項の性格に応じた進捗管理

大会議案に掲げる取組事項について、次の2つに区分して進捗管理を行います。

- ① すべてのJAが実施する取組事項等、重点取組事項
- ② それ以外の事項で、それぞれのJAがおかれた状況を踏まえ、取り組む事項

### (2) 取組事項の性格に応じた目標設定

「①すべてのJAが実施する取組事項等、重点取組事項」については、JAグループ全体の定性または定量目標を設けます。目標の設定にあたっては、必要に応じて積上げを行ないます。

### (3) 推進体制

JA段階においては、前回大会を契機に各JAで設置しているJA経営改革実践委員会等において、計画の策定・実践に取り組むとともに、半期ごとに理事会で実績報告を行ないます。

県段階においては、岩手県JA改革推進本部委員会において、進捗把握を行うとともに、半期ごとに中央会理事会において実績報告を行ないます。